

JMN号外 2014年3月26日発行

残りノボジションヲ理メル為ニ、新選督委員會ニョリ年次總會デ新タナ指名ガ行ワレル事モ有ル

JMN号外 目次

| [1] | 運営委員会からのお知らせ1 |
|-------|---|
| (1) | 総会に関するお知らせ |
| (2) | 会員証がまだ届かない方へ |
| (3) | Roiさんへ |
| [2] | 新妻氏に対する処分2 |
| | 「会員による上申書」に対する委員会決議 |
| | 「会員による工中者」に対する安員会伏職 2013年12月22日運営委員会 |
| | 会員証破損事件 |
| | 委員会への上申 |
| | 2012年8月運営委員会会議「議長による会員カード破損について」 |
| | 2012年0万年百安兵云云磯「磯文による云兵刀・「収頂について」 その後 |
| , | Roi氏の対応 |
| | 会員からの上申書 |
| | 公式発表 |
| | 2014年2月9日運営委員会 |
| (10) | |
| [3] | オンブズマン排除の真相16 |
| (1) | オンブズマンは何故排除されたのか? |
| (2) | オンブズマンとは? |
| (3) | オンブズマンからの監査報告 |
| (4) | オンブズマンの虚偽の発言 |
| (5) | オンブズマンからのメール |
| (6) | オンブズマンの「裁定」 |
| (7) | オンブズマンの「終息に向けての要請」 |
| (8) | オンブズマンの主張 |
| (9) | 2月9日運営委員会会議 |
| - 4 | |
| | MIとのやり取り31 |
| | 運営委員会からMensa International(以下MI)に対して送った質問文① |
| | MI役員とのやりとり |
| | 運営委員会からMensa International(以下MI)に対して送った質問文② |
| , - , | M I からの回答 |
| | MIへ再度問い合わせ |
| | 会員からMIへの問い合わせ |
| (7) | 委任状問題 |
| [5] | 編集後記 |

【1】運営委員会からのお知らせ

(1) 総会に関するお知らせ

【前夜祭のお知らせ】

3月29日(土) 19:30~22:30

会場:【B・Y・G】 東京都渋谷区道玄坂2-19-14

http://www.byg.co.jp/index_top.html

店舗貸切3時間飲み放題

費用:1人4000円 来店時に徴収します(お釣りの無いようにご用意下さい)

※ 葉書にて参加表明後のキャンセルの場合にはキャンセル料が発生しますのでご注意下さい。人数の関係上、出欠葉書にて前夜祭参加表明をされた方に限りますが、空きが出た場合には、FB上で呼びかけるかもしれません。

※ キャンセルの場合にはキャンセル料が発生しますのでご注意下さい。

また、アメリカンロックのリクエストがあれば当日お店の方に申し出て いただければ、

かけてくれることになりました。

例会・総会担当:米倉

(2) 会員証がまだ届かない方へ

総会に参加したいのに会員証がないという方は、本人確認できる身分証明証を当日お持ちください。期限の切れた会員証でもかまいません。入金確認、本人確認が出来た方は総会に参加できます。

会員証発行については現在対応策を検討中です。もうしばらくお待ちください。

(3) Roiさんへ

議長代行・会員管理のRoi Gadeath (本名:巣立義昭) 氏と連絡がつかなくなりました。

先月に体調不良を訴え、議長代行を辞めたい、処分してくれてかまわないなどの発言を繰り返したのち、極端に運営掲示板への書き込みが減りました。今月に入ってもネット環境の悪化を理由にほとんど連絡が取れない状態が続いていました。掲示板で何度も呼びかけているのですが、この2週間ほど全く返答がありません。

会員管理業務が完全に停滞しています。新入会員や更新した会員への会員証発行が全くできていないようです。毎日のように会員からの問い合わせが来ています。現状ではRoi氏以外に会員データにはアクセスできません。

Roiさん、読んでいたら連絡下さい。

もし、Roiさんを見かけた方、何か情報をお持ちの方は 運営委員会にお知らせください。

【2】新妻氏に対する処分

(1)「会員による上申書」に対する委員会決議

(公式掲示板および J M N 1 月号に掲載された文書を再掲載)

「会員による上申書」に対する委員会決議

- 1. 新妻比佐志氏に対して
- -1. 議長名による謝罪文の公開

全会員に対する謝罪文を公開するよう決議した。

-2. 長たる者が運営委員会での決議に従っていない事への処罰

2012年8月5日の運営委員会の決定事項に従っていないことを確認し、処分の対象となることを決議した。

-3. 本会(JM)を私物化してることに対する処罰

新妻比佐志氏の行った一連の行動は本会(JM)の私物化にあたると認定し、処分の対象となることを決議した。

新妻比佐志氏に対する処罰:

処分:会員資格停止

期間:発表の日より1年間

ただし、会員資格停止中であっても運営委員会の指示により一部の運営業務を継続するものとする。

また、2月8日までに新妻氏が担当となっている業務はすべて今期・次期の運営委員に引き継ぐものとする。

さらに、公式掲示板、Facebook、mixiでの活動については、運営委員会によって指示された運営業務以外のものを一切制限する。

2. Roi氏に対して

意思は持たないとの決定にもかかわらず、再三の内容確認要求を個人的見解で会員Aに回答し、本来の役務を怠ったことに対する処罰

掲示板での質問に対して無回答、また2013年12月22日の会議においても不在であったため事情聴取は行えず。 審議継続中である。

経緯説明

概要:

2011年12月11日 JAPAN MENSAの議長(会長)である新妻比佐志会員がその立場を利用してJAPAN MENSA会員(以下、会員Aとする)を呼び出し、非会員も含む複数の面前で会員AのJAPAN MENSA会員証を破損し、辱めたという事件が発生した。

会員Aより運営委員会に上申書が提出され、2012年8月5日の運営委員会において、

新妻氏は会長として会員Aに対し口頭で謝罪すること、及びその内容が議事録等に残ることを了承した。

しかし、新妻氏はその後謝罪に関しては全面的に否定し、また議事録にも記録が残されていないことから、再度会員Aから上申書が提出された。

この件について運営委員会では2013年12月22日の運営委員会会議で、再度両者から意見聴取を行ったうえで上申書に対する決議を行った。

内容:

2011年12月11日東京都内で新妻氏が主催する飲み会が行われていた。出席者は新妻氏、Roi氏と非会員。会員Aは新妻氏を自宅のある長野まで車で送るために呼び出された。その席でたまたま会員証のラミネート部分が剥がれていることを新妻氏に伝えたところ、新妻氏はいきなり会員証のラミネート部分を剥がし、さらに歯で会員証を真っ二つに食いちぎり、一片をワインの入ったグラスに、もう一片をチューハイの入ったグラスに入れた。これについては委員会でワインにつかった会員証の写真と破断した会員証の現物を確認している。それ以前に両者が揉めたことはなく、事件当日も特に争いはなかった。

会員Aはこのような屈辱的な行為に耐えながらも、非会員も同席する場の雰囲気を壊してはならないと、一緒に笑うしかなったと語っている。

その後、会員Aには破損したカードの代わりに紙のカードが送られた。会員Aはプラスチック製のカードを再発行するように要求したところ、新妻氏は驚かせたかったからわざと紙の会員証を送ったと語っている。後日プラスチックの会員証を勝手に発行し、紙の会員証は返還するよう会員Aに命じた。

一連の行為に対して、会員Aは議長による謝罪を要求する上申書を運営委員会に提出し、2012年8月5日の運営委員会にて審議されることとなった。

新妻氏は会員証を発行できる立場にいることを利用して、自分としては気楽なつもりでやったと供述。

委員会は、新妻氏の行為を議長(会長)によるパワーハラスメントであると認定した。

新妻氏は議長(会長) という立場にあるものがやるべき行為ではないことを認め、口頭で謝罪を行った。また、謝罪文は拒否をしたが議事録に 残ることは了承した。

2012年当時の会員Aの希望条件でもある

- ・議長として謝罪すること
- ・この件について議事録等に残すこと

以上について、

2012年8月5日の会議において、委員会は

- (1) 新妻氏は個人および議長(会長) として会員に口頭で謝罪すること
- (2) 会議の内容を議事録等に残すこと

を決議した。

当日の新妻氏の対応により上記が満たされ和解が成立、会員Aと新妻氏の間の問題は解決したと委員会は判断した。

しかし、新妻氏はその後、議長として謝罪した覚えはないと反論。今後も議長として謝罪する意思はないと発言している。つまり (1) は 行われていないことが明らかとなった。

(2) については、運営委員会の発言録および議事録が総務より提出されていたが、該当部分が議事録から消えており、また、提出された発言録および議事録の電子データはWeb担当 (新妻氏兼務) により削除された。現在に至るまで公式ウェブサイトは新妻氏以外の運営委員は変更や更新は行えないものである。会議の結果は公表されるものであるが、公開された2012/08議事録ではこの件に関しては一切触れられていなかった。

これらの経緯に対して会員Aから2013年1月末に問い合わせがあった。Roi氏が対応に当たったが、会員Aに対する返答期限が守られておらず、委員会に対して異議等の提出をするよう求めるだけで何の進展も見られなかった。

※委員会ではRoi氏の対応、職務遂行に問題はなかったか検討中である。

次に会員Aは紛争の解決を求めオンブズマンに訴えた。

その後、新妻氏より委員会に対しオンブズマンがこの件を却下したとの報告がなされた。

委員会では2013年12月22日運営委員会会議において、オンプズマンである小野氏に状況の説明を求めたところ、会員Aの説明が不十分であることを理由に訴えを却下したことを明らかにした。

ところが、小野氏は会員からの訴えを却下した際に新妻氏と事前に打ち合わせがあったかという質問に対し、新妻氏とは一切連絡は取っていないと報告。しかし、新妻氏・小野氏の報告に不一致があることから再度確認をすると、その報告は虚偽であることを認めた。 ※委員会ではオンブズマン小野氏に対する対応を別途検討中である。

運営委員会の見解:

本件の原因となった、「議長による会員証破損」は議長(会長)である新妻氏が、会員証発行を行える立場を利用し、極めて私的な目的のために権限を行使したものである。議長(会長)がその立場をわきまえず、自ら会員の会員証を食いちぎってワインやチューハイのグラスに漬けるという行為は常軌を逸しており、この行為によって会員を深く傷つけたことは長たる人物の行為としては不適切極まりないものである。さらにはカードを再発行するといって紙の会員証を送りつけたり、あとからプラスチック製の会員証を渡すという行為も、また、あとで紙の会員証を返すように命じる行為も、気楽なつもりで会員を驚かせたかった、という極めて身勝手で私的な目的のために権限を行使している。

これらの行為は一会員の立場から見れば、JMを私物化していると言われても否定できるものではない。さらに運営側からみても私物化といえる内容であったと認定できる。

加えてこれらの新妻氏の行為は、JAPAN MENSA全体の信用を揺るがす行為であり、運営委員会のみならず、一般会員にも多大な迷惑をかけるものである。また、非会員の前で会を代表する立場の者がこのような行為を行ったことは対外的にもJMのイメージを大きく損ねかねないことである。

新妻氏は、議長(会長)という立場であるにもかかわらず、会員であることを証明する会員証を意図的に破損した。また、会員証発行の権限を利用し、独断で会員証の再発行を行った。2012年8月5日の運営委員会の決議事項に対して、その場限りの対応を行い、後日否定および背信行為を行うことは非常に悪質である。運営委員会内での書き込みや意見聴取では、反省の色がみえず詭弁や自己の正当化を図るなど改善の余地がない。

以上により今回の処分に至った。新妻氏は委員会の決定に従うこと、全会員に向けて謝罪文を公開することを約束した。

2014年1月8日 運営委員会

(2) 2013年12月22日運営委員会

「会員からの上申書」は2013年11月16日に運営委員会に上程された。新妻氏、Roi氏の処分を求める内容だったため、11月18日この案件については当初金森委員が議長にとして指名された。しかし、11月29日金森氏は多忙を理由にこれを辞退。12月2日、新妻氏より私、柄谷が本件の議長に指名された。

会議はクローズドで行うこと、また次期運営委員をクローズド会議に参加させるという新妻氏 の強い要望があったため、初めに行われた審議は次期運営委員をオブザーバー参加させるかどう かということであり、掲示板で協議が進められた。

クローズド会議については規約には明確に定義されていないが、運営委員会では過去に何度も クローズド会議が行われているため、今までの慣習にしたがって行うこととなった。会議出席者 以外に議事録は一切公開せず、結果のみを公表するというものである。これは処罰に関する会議 の性質上、処罰の対象者、上申者、会議の出席者のプライバシーを保護するとともに、個別攻撃、 報復等を防ぐ意味もある。ロバートルールでは「秘密会合」と呼ばれているものである。

このクローズド会議のルールに基づくと、過去の会議の内容を参加者以外に公開できないため、次期運営委員会メンバーに対して今までの経緯を説明することができない。そこで、次期運営委員会メンバー全員を参加させ、もう一度彼らの前で会員の意見聴取からやり直すこととなった。次期運営委員会メンバー抜きで行った場合、万一、今期中に審議が終了しなければ、次期運営委員会内で審議に当たることが出来るのは2名しかおらず、1名が議長を行うと有効得票数1票で決議されてしまうことを避けるためである。

「会員からの上申書」の件について様々な誤解があるようなので、ここで改めてもう一度説明 しよう。

12月22日の運営委員会では、「会員からの上申書」に基づいて新妻氏の処分に関する審議が行われた。会員からの上申内容のうち、新妻氏に関するものは次の3点である。

- 1. 新妻比佐志氏に対して
- -1. 議長名による謝罪文の公開
- -2. 長たる者が運営委員会での決議に従っていない事への処罰
- -3. 本会(JM)を私物化してることに対する処罰

これについて運営委員会は2013年12月22日の運営委員会会議において、双方から十分な事情聴取ののち審議を行い、有効得票数6票(議長には投票権なし)のうち賛成5票、反対0票、棄権1票で採決された。

決議内容は以下の通りである。

・新妻比佐志(会員番号0000001)に対して本日から1年間会員資格停止 (SNSへの参加も停止)

(ただし下記条件のため2/8まで執行を保留とする)

- ・2/8までに新妻氏が担当する全ての業務を他委員に引き継ぐこと
- ・委員会からの依頼業務を遂行すること
- ・謝罪文を提出すること

(これらが満たされた場合、2/8の運営委員会で処分を軽減するかどうかを決定する)

この結果は直ちに新妻氏及び、上申者、会議参加者全員に伝えられた。

上記の決定は基本規約25条(b)に基づき、新妻比佐志会員に対して行われたものである。 会員資格停止に伴い運営業務も停止(運営委員会での規定に基づく)となるため、引き継ぎ等の 業務を行うために2月8日まで処分執行が保留された。

会員証を破損したことで資格停止処分になったと思っている人も多いだろう。確かに会員証を 食いちぎってワインのグラスに漬けただけで、資格停止1年間と言われたら誰でもそれはやりす ぎじゃないかと思う。しかし、委員会の決議の中で会員証破損については一切言及されていない といっていいだろう。この点については両者の間で和解があったとみなす、というのが運営委員会の判断である。したがって、新妻氏の処分の理由に会員証の破損は含まれない。もし会員Aがまだその件に不服であるのなら、今後は日本の法律で決着をつければいい。

今までの流れをもう一度整理しておこう。

(3) 会員証破損事件

2011年11月

会員Aは仕事の都合でたまたま車で都内に来ていた。相模湖で撮影があるから来れば?と連絡を受けていた。近いのでOKは出していたので、当日連絡すると、相模湖ではなく、相模湾だった。しかし、約束をしていたので会員Aは仕方なく品川へ向かった。品川で食事をした後、会員Aと新妻氏らは五反田へと移動し、今回の事件が発生する。当然、会員Aは運転するため飲酒は一切していない。

当日は新妻氏、Roi氏、他非会員による飲み会が行われていた。

会話の中でたまたま会員Aは会員証のラミネート部分の端が数mm剥がれていることを新妻氏に告げた。すると新妻氏はそれを取り上げ、ラミネート部分をすべて剥がしとったのだ。突然の出来事に唖然とする会員Aを尻目に、新妻氏の行動はさらにエスカレートした。こともあろうか、会員証を真っ二つに食いちぎったのだ。

新妻氏は会員Aの会員証を指さし、周りに対し「この顔を見てみろよ。面白いだろ。テスト前はみんなこんな不安そうな顔してるんだぜ。」と言い放った。そして一方をワインの入ったグラスの中に漬け、もう一方をチューハイのグラスの中に放り込んだ。

さらにはテーブルの上に置いていた会員AのiPhoneを取り上げ、画面をプラスチック製の割りばしで強く擦るという行為に及んだ。幸いガラスの強度はそれを上回ったため大事には至らなかった。会員Aはこれだけの屈辱を受けながらも、極めて冷静に行動していた。その時の様子は会員Aが写真に収めている。

会員Aはその時の状況について、場の空気を壊してはならないと、とりあえず周りに合わせて笑って見せるしかなかったとのちに語っている。

会員A日く、ラミネートは少ししか剥がれてお



らず新妻氏の言う"半分剥がれていた"ので全部剥がしたと言うのは嘘である。また、当日の記憶がないと言っている新妻氏にそのような判断は出来るわけなど無い。

Aは当初の帰宅予定時刻より5時間以上遅れていたため、少しでも早く帰りたかった。東名高速を使う予定であったが、新妻氏に「家まで送ってくれ」と言われ、今後の付き合いも考えると断りにくく、結局家まで送る事にした。

車に乗るやいなやシートを倒し、目的地も告げずに新妻氏は眠りについた。会員Aが諏訪湖SAに到着すると、「ここじゃねぇよ!!」と怒鳴られ、かなり手前の高速バス停留所(下り線)まで戻るように指示された。その後バス停から新妻氏の運転する車に乗るように言われ、半ば強制的にJM事務所に連れていかれた。会員Aは走行距離にして200km以上のロスも含め、翌日の仕事に支障が出た。

(4) 委員会への上申

その後、会員Aは新妻氏に再発行を要求した。しかし、なかなか取り合ってもらえず、ようやく家に送り届けられた会員証は紙製のものであった。紙の会員証が余ってたから作ったということだった。のちに新妻氏は「会員Aを驚かせようとしてやった」と語っている。

プラスチック製の会員証が会員Aの元に届くと、今度は紙製の会員証を返せと言ってきた。

会員Aは強い怒りをおぼえた。会を代表する立場でありながら、悪戯と呼ぶにはあまりにも非常識な振る舞いである。会員Aは謝罪を求めて運営委員会に訴えた。

本来であればこのような個人間の紛争の解決にはオンブズマンがあたるというのがメンサ・インターナショナルの規約であるが、JMの規約にはそのような記述はない。

会員Aから相談を受けた山下委員は会員Aから詳しく事情を聴き、紛争の解決に努めた。しかし、これが仇となった。後にクローズド会議が開催されたとき、新妻氏から強い抗議がでたのだ。 運営委員は会員からの上申を受けたら直ちに委員会に報告しなければならず、山下委員が会員A の相談に乗ったのはそれに反する行為であるとの主張である。結果的に山下委員はこのクローズ ド会議から排除されることとなった。

平成 24 年 7 月 30 日

上申書

JAPAN MENSA 運営委員会 御中

<会員A>

JAPANMENSA 代表である会長によるパワーハラスメントと不誠実行為について

上申内容

- ・調査委員会の設置を要望する。
- ・基本規約 25.(b) に則り調査委員会の事情聴取により該当者の適正な処分を求める。

概要

2011年12月11日(日曜日)に当方(会員A)が会長(新妻比佐志氏)に会員カードの劣化(プラスチック)について相談したところ、部外者の面前でいきなりラミネート加工を剥がされ、噛み切られ、それぞれの欠片をワイン入りグラスとチューハイのグラスの中に入れられ笑いものにされるという行為を受けました。携帯電話にもプラスチックの箸で壊さんばかりに強烈に擦られたりもしました。これらの行為は、私としては個人間の問題としてではなく、新妻氏はジャパンメンサの会長であり、個と個の問題としてでもありますが個と団体としての問題と双方の面で考えます。

このように新妻会長の行為は人として常軌を逸しており大変許しがたいものでした。今までは我慢していましたが、カード破損後、謝罪は一切無く、また紙カードが制作時に一枚余ったからと言う事で作成されたカードを 渡され、今になりそのカードを返せと言われた事が今回の上申書を作成するきっかけになりました。

当該事件に該当する者はA(当事者)、新妻比佐志氏(当事者)、Roi 氏(傍観者)であるため今回の紛争を解決するにあたり、議長・副議長2名の進行役が不在となるため、調査委員会の設置を求めます。

事件内容(行為)については関係者がいる現運営委員会に報告することは中立公平性を欠くと考えますので関係者が居ない別途設置された調査委員会の方にて報告させていただきます。

また、調査委員会の設置の要否に関する質問は当事者間以外の運営委員からであるならば当方は受け入れ、設置に向け協力致します。

なお8月31日までに上記手続きがなされない場合は基本規約 25.(a) に則り和解・仲裁が無かったものと判断し、日本国内法に則り相応の手続きを考えさせていただきます。 以上

(5) 2012年8月運営委員会会議「議長による会員カード破損について」

会員Aからの上申は委員会に上程され、通常の運営委員会会議の中で審議されることとなった。 新妻氏は当事者であるためクローズド会議のメンバーからは外れ、副議長であったRoi氏が議長 を務めることとなった。当事者、山下委員、オブザーバーは会議室からの退出を求められた。オ ンブズマンはもちろん出席していない。

会員Aからの要望は、上記の事件に対する調査委員会の設置であった。

会員証の破損行為に対する処分は日本の法律が優先するものであり、運営委員会で話し合うべき問題ではない。会員証はすでに再発行されている。問題となるのはこの行為が会の代表である議長によってなされたこと、会員Aは議長の行為に対して拒否しにくい状況であったこと、そしてその背景には会員証を自由に発行できる(本来このケースのような私的な目的のための自由などないが、物理的に可能という意味)立場にあってその権限を悪用した(職権乱用)ということである。

新妻氏はこのような行為に及んだ背景として、飲酒をしていたことおよびラミネートの剥がれた会員証を見て作り直した方が早いと思ったことを挙げた。ただし、作り直す旨会員Aに伝えたのは、上記行為に及んだ後であった。

委員会は新妻氏が議長(会長)という立場を考慮し上記行為をパワーハラスメントと認定した。

委員会は、調査委員会の設置を議論する前に、会員Aに対して新妻氏から謝罪があれば受け入れる意志があるかを確認した。会員Aは、新妻氏が議長(会長)として謝罪し、その内容が謝罪文または議事録等に記録として残るのであれば、謝罪を受け入れ和解することを了承した。新妻氏は、議長(会長)としての書面による謝罪は拒否したが、個人および議長(会長)として会員Aに対して口答による謝罪を行うこと、およびその内容が議事録等に残ることについて了承した。また、もし委員会の決定に従わなかった場合は処分を甘んじて受け入れる覚悟があると述べた。

新妻氏の謝罪発言は以下の通り。

Roi「新妻会長、謝罪をお願いします。」

新妻「本当にあの、会員Aさんと当時いろいろあって、議長としてというか会長としてになる のかな、こっちでは気楽なつもりがすごく傷ついたと言うことがよく分かりました。今 後気をつけますので、申し訳ないです。」

運営委員会はこれを受けて、2者間での和解が成立したものとして、上申書が求める調査委員会は設置しないこととなった。

一方その頃、会議室の外ではオブザーバーと新妻氏が待機していた。そのときの会話の内容を オブザーバーから聞くことができたので報告しよう。

「新妻氏は『ナイショだけれどね,』と言って、とある飲み会の席でAさんにちょっとしたイタズラをしたら、なぜかAさんが真剣に怒って議長に抗議している、という趣旨のことを私に話されました。そして、Aさんのことを、『おかしなやつだよね、ホント何言ってんだろね、わけのわからないやつだ、何を大げさに言ってんだろね、と話し、たまったもんじゃないね、こんなのやってられるかっちゅうの、ああもうヤダヤダ、こんなことで時間とるなっちゅーの、しかもさぁ去年の話だよ? なんだよ今更』などとボヤいておられました。」

会員Aによる上申書への対応についての報告書

●経緯

JAPAN MENSA (以下 J M) <会員A>から J M運営委員会の山下委員へ上申書が提出され、山下委員は J M 運営委員会へ上申書を提出した。

上申書の内容は、平成 23 年 12 月 11 日に発生した新妻比佐志 J M 会長 (会員番号 000001) によるパワーハラスメントと不誠実行為について、調査委員会による事情聴取と該当者の処分を求めるものであった。上申書は末尾に示す。

●クローズド会議について

平成24年8月5日の運営委員会上で上申書の取り扱いについて話し合いが行われた。

運営委員会のクローズド会議で話し合うこととし、そのメンバーは当事者である会員A、新妻会長の他、上申書を受領した山下委員を除く運営委員で構成された。

Roi 委員は、発生当日、当事者と同じ席上にいて傍観していたが、クローズド会議には議長として参加した。 ただし、意見を述べず、投票権を持たないものとした。

●事実確認

クローズド会議にて新妻会長に上申書の内容および事実関係の確認を行ったところ、新妻会長は上申書に記載された以下の内容について事実であることを認めた。

- (1) <会員A>が会員カードの劣化(プラスチック)について新妻会長相談したところ、新妻会長はいきなりラミネート加工を剥がして、噛み切り、それぞれの欠片をワイン入りグラスとチューハイのグラスの中に入れた。
- (2) 新妻会長は、<会員A>の携帯電話にもプラスチックの箸で壊さんばかりに強烈に擦った。

なお、新妻会長はこのような行為に及んだ背景として、飲酒をしていたことおよびラミネートの剥がれた会員証を見て作り直した方が早いと思ったことを挙げた。ただし、作り直す旨<会員A>に伝えたのは、上記行為に及んだ後であった。

クローズド会議では、会長という立場を考慮し上記行為をパワーハラスメントと認定した。

●謝罪について

クローズド会議は、調査委員会の設置を議論する前に、<会員A>に対して新妻会長から謝罪があれば受け 入れる意志があるかを確認した。

<会員A>、新妻会長からの謝罪があり、の内容が謝罪文または議事録等に記録として残るのであれば、謝罪を受け入れ和解することを了承した。

新妻会長は、会長としての書面による謝罪は拒否したが、個人および会長として<会員A>に対して口答による謝罪を行うことおよびその内容が議事録等に残ることについて了承した。

クローズド会議の席上において、新妻会長から<会員A>に対して口答による謝罪が行われ、<会員A>は 議事録等に残ることを条件にこの謝罪を受け入れた。

新妻会長の謝罪の言葉は以下の通り。

「本当にあの、会員としてのAさんと当時いろいろあって、議長としてというか会長としてになるのかな、 こっちでは気楽なつもりがすごく傷ついたと言うことがよく分かりました。今後気をつけますので、申し訳 ないです。」

●調査委員会の設置について

和解が成立したものとして、上申書が求める調査委員会は設置しないこととなった。

(6) その後

その後、議事録担当からクローズド会議の議事録や発言録が提出されたが、最終的に会員に公開された議事録にはクローズド会議に関する報告は一切なかった。(議事録作成は本来総務担当の職務であるが、Web担当として新妻氏だけが公式サイトにアップする権限を持っている。)

これに対して新妻氏の言い分は、会員Aに対して議長(会長)として謝罪した覚えはないし、 今後も謝罪するつもりはない。また、議事録については議長(会長)による謝罪という事実に反 する記述があったから載せなかったというものである。また、新妻氏は当事者であり本件の議事 録を作成する立場にはないことも理由として挙げた。

新妻氏の発言:

「議長としての行為は、認めていません。

もしそのように取られるような発言があったとすれば、訂正します。

あくまでも、プライベートに時間に、個人がおこなったことであり、個人として、個人にお 詫びしました。

議長としての立場を考えるべきであるとの意見に従い、今後気をつけるという意味で発言したかも知れませんが、個人である事を明確にしておきます。」

議長としての謝罪はしないという新妻氏の言い分も一理ある。議長としての謝罪は、つまりは会を代表しての謝罪であり、その責任は会にあるということである。新妻氏が公式でない飲み会の席で行った行為についてまでJMが責任を負う道理はない。しかし、いくら個人で行ったと主張しても、議長という立場にある人間の行為が周囲に与える影響は大きい。その自覚がないばかりか、まったく反省の色も見られないこのような振る舞いは許容しがたいものである。

事実、会員A以外にも同様に会員証を破損された会員からの報告を受けている。またその場に同席していた他の会員からも報告を受けている。その会員は騒ぎを起こしたくないとの理由で処分を求める上申は行っていない。会員証は再発行されたと聞いている。最近になって新妻氏は、その件に関しては事実を否定する発言をしていることが明らかになった。

会員証をこのような私的な目的で勝手に2枚も再発行する行為は問題である。会議では新妻氏もその行為を行った背景に、議長として会員証発行の権限を持っていることがあるということを認めている。また、当然ながらその費用は個人が負担するべきであろうが、JMの銀行口座には会員Aの会員証再発行費用が振り込まれた記録はない。もっとも新妻氏が管理する小口現金の方に入金したのだと言われたら確認するすべはないのでそれまでの話である。

実はクローズド会議の議事録は本来会員に対しては公開されるものではない。規約には記載がなく、文書による記録もないが、運営委員会のローカルルールとして今までもそのように運用されている。

しかし、結果は公開されなくてはならない。

もし、これが計画的に行われたのだとしたら、新妻氏は運営委員会を欺いたということにもなるだろう。

最大の問題は議事録を公開するために公式サイトにアップするのはWeb担当の新妻氏の業務であるということかもしれない。

japanmensa.jpのサーバーは新妻氏の会社が所有するサーバーを借りる形で運用されている。また、ドメインは新妻氏個人の所有である。そのため、新妻氏以外誰も触ることができない状況なのだ。過去に何度もサーバー移転の話が出たがなかなか進まず、昨年ようやくサイトリニューアルの案が決議され、現在進行中である。

これらの点がその後の12月22日の委員会での論点になった。しかし、そのような背景を全く知らないオブザーバー達にとっては首を傾げるような話であったことは否めない。

(7) Roi氏の対応

新妻氏は、委員会での謝罪は個人として行ったものであると主張した。誤解があったのなら訂正するとの発言である。

これに対して会員Aは委員会決議の条件が満たされていないことを主張した。

Roi氏はこの件について、再度正式に委員会に上申するように返答した。

クローズド会議の議長であったRoi氏が窓口となって会員Aとのやり取りを行うこととなった。 そのやり取りの様子をかいつまんで説明しよう。

4月07日 会員A 1月末の問い合わせに対する確認

4月20日 会員A 再度問い合わせ

4月21日 Roi氏 「しばらくお待ちください」

5月13日 会員A 「まだですか?」

5月14日 Roi氏 「会議では和解しているはずなので、異議があれば再度上程してください。」

5月14日 会員A 「あなたの解釈はいりません。委員会で話し合ってください。」

5月15日 Roi氏 「正式な形で上程してください。」

5月15日 会員A 「委員会あてに送信しています。それは委員会での決議でしょうか?」

5月15日 Roi氏 「正式なものだと認識していませんでした。異議として委員会に上程します。」

5月15日 会員A 「異議ではなく、新妻氏が委員会の決定に従っていないということです。」

5月21日 会員A 「早く動いてください。」

7月08日 会員A 「Roiさんの認識が異なるようであれば、新妻氏とRoi氏の両名が委員会の決定に従っていないことになります。」

「その判断はAさんにお任せします。」

7月27日 会員A 「争いはしたくないのですが、それを上程しろということですか?」

7月31日 Roi氏 「不正であるというのなら処罰を受けたいと思います。」

8月19日 会員A 「2点確認したいことがあります。お願いできますか?」

8月22日 Roi氏 「時間を下さい。」

7月10日

Roi氏

8月22日 会員A 「すぐにお願いします。」

8月24日 Roi氏 「確認できませんでした。」

10月08日 会員A 「オンブズマンに仲裁を求めることにしました。」

会員Aはオンブズマンに対応を求めた。しかし、その訴えはオンブズマンによって却下された。 そこで会員Aは再度委員会に対して上申書を提出した。

(8) 会員からの上申書

(会員からの上申書全文掲載。ただし個人名は一部伏せる。)

平成25年11月13日 JAPAN MENSA運営委員会 殿

<会員A>

2012年8月運営委員会開催における審議・採決結果の再確認とその後の取扱いについて

上記案件は2012年8月17時以降に会議された「議長による会員カード破損について」の議案に基づく上程です。本件に於いて被害者であるAはJAPAN MENSA(以下JM)運営委員会から和解案として「加害者新妻氏が書面では無理だが議長として及び個人としても謝罪をし、議事録にも内容を記す」との提案を受け、受諾し結審したものだと思っていました。

しかしながら加害者の新妻氏は、以後の発言で「議長としては謝っていない」・前総務運営委員の<書記担当>があげた議事録(発言録)に対し、誰に対しての異議か不明ですが不服を申し立て、その文章(発言録)も委員会の承認も得ず独断で削除隠蔽を行いました。またこの際に<ある委員>の提案より当該スレッドは別に移した方がよいとの提案で別スレッドに移したらしいのですが、そちらで私(会員A)が参加可能である連絡は一切伝わってきませんでした。そのスレッドでは加害者の新妻氏も参加し、<運営委員>などは排除されていた模様です。また当該スレッドは自然消滅したのか隠滅したのかわかりませんが隠蔽された可能性があると言わざるを得ない状況です。

本件に関しましてRoi担当議長と何度かやりとりをしましたが、Roiさんは本件では発言権や投票権などは無いことが条件で議長となっていた記憶があります。私はRoiさんに対し、当時の本議案に関わった運営委員に内容確認をするよう再三求めましたが、一向に確認はしてもらえませんでした。

なお、オンブズマンにも問い合わせましたが、規約の履行(運営委員会への監査)を求めましたが行っていた だけませんでした。

1. 新妻氏は議長としても謝罪をしたにも関わらず、後に謝っていないと嘯いている。

反省を全くしていない上に、運営委員会の決定事項に従っていない。しかも彼は運営委員会のトップである議長である。<書記担当>による報告も隠蔽し特定人物を排除して審議を行ったりもした。後に<書記担当>は団体として謝罪もしているので隠すことはコンプライアンス違反であることは明確であり、さらにはパワーハラスメントにもあたると指摘している。またAは総会議案として本件を上程したにもかかわらず、総会通知案内で規約以外の事は受け付けないとの文章を発送し、年に一度しかない会員の発言機会を奪った。

よって、

- 1. 議長名による謝罪文の公開
 - (JMNの臨時号でも。以前<ある委員>でもありましたので)
- -2. 長たる者が運営委員会での決議に従っていない事への処罰
- -3. 本会(JM)の私物化してることに対する処罰を求めます。
- 2. Roi さんについて

意思は持たないとの決定にもかかわらず、再三の内容確認要求を個人的見解で私に回答し、本来の役務を怠ったことに対する処罰を求めます。

(9) 運営委員会の判断

① 会員証破損について

JM基本規約25条(a) に従うのであれば、まず個人間での和解に努めるべきであり、それが困難であれば委員会やオンブズマンに相談するべきであるということで会員Aは行動をとった。

25. 争議の解決

(a) メンサ内で、あるいはメンサ関連の活動に起因して問題が起きた場合、裁判などに持ち込む前に、会員はまずメンサ内での和解と補償に努めなければならない。それを怠ると、メンサにとっての背信行為とみなされる。

しかし、会員証を破損する行為については日本の法律が優先されるべきである。また、被害届を提出することは裁判に持ち込むことではないので、それを規約によって制限するものではない。本件については、会員Aの要求する議長としての謝罪は得られていないが、個人としては十分謝罪が行われたものとし、会員Aもその点については納得したことにより、運営委員会は個人間の問題は解決したとみなした。

会員が同様の事件を起こした場合に運営委員会が取るべき対応としては、十分な事情聴取の上で本人からの謝罪、損害賠償が行われれば加害者への厳重注意のみで済まされるだろう。しかし、その行為を繰り返した場合には活動を制限する何らかの処分が行われるであろう。

本件の破損行為についてはそれが会を代表する立場の者が行った点について、会全体への謝罪を行うことで十分責任は果たすと考えられる。それが個人名での謝罪であっても、十分であるという判断である。ただし、新妻氏本人が自ら議長としての謝罪を行えば、それは評価すべきである。

② 委員会決議に従わなかったことについて

2012年8月の会議で運営委員会が提示する条件を新妻氏が満たすことで和解成立とみなすという決定を行った。しかし、謝罪についてはこれを撤回し、議事録にもクローズド会議での決定 事項を掲載しなかった。これらの行為は運営委員会の決定および指示に逆らうものである。

新妻氏自らが会議において委員会の決定に従うと発言しておきながら、それを反故にする行為は見過ごすわけにはいかない。これはJMに対する背信行為である。

③ JMを私物化していることについて

私物化という表現は会員Aの上申書に基づくものである。しかし、会員証発行の権限を持つものが、その権限を利用し、"会員を驚かせたかった"という極めて私的な理由のために行使するのは明らかな越権行為であり、もしそのための費用がJMから出ているのであれば重大な問題である。そうでなかったとしても、到底許される行為ではない。

会員証は会員にとって身分を証明する唯一の証明であり、本来は会員証なしでは総会などの公式行事に出席することも許されない。それを会を代表する立場のものが、いかなる理由があろうと故意に破損する行為は許されるべきではない。

そのような立場を利用した行為が一会員から見て "JMを私物化している"と言われても、運営委員会としてはそれを否定するのが困難である。

(それ以外の件についてはここでは触れない。)

④ 処分について

過去に運営委員が処分を受けた前例がある。ロゴマーク無断使用により、謝罪文提出までの期間会員資格の停止処分を受け、総会にも出席できず、SNSへの参加も制限された。

今回のケースは会を代表する立場の者が、その権限を利用して行ったことを考えると、会員資格停止は止むを得ないという意見にまとまった。

期間についてはかなり意見が割れたが、あまりに少なければ処分が甘すぎるとの批判も受ける。 その一方で重すぎてもいけない。しかし、本人が十分反省していると思われた場合は処分を軽減 する余地を残すことで同意が得られた。 ただし、謝罪文を提出することですぐに処分を解除すると条件をつければ、即日に提出すれば 実質何の処分もないことになる。少なくとも一定期間は活動を自粛するなど、何らかのペナルティーを受けなければ、会員に対して示しがつかない。

その一方で、直ちに資格停止にすればそれを理由にすべての業務を停止されてしまい、運営業務が滞ってしまうのも十分想定できる。

そこで出てきた案が次のようなものであった。

新妻氏に対してはまず資格停止処分を下す。これはやや重い処分と取られるくらいのものであった方が事の重大さを示すことができる。ただし、次の委員会会議でその処分を軽減する。そのために謝罪文の公開、委員会の指示に従うことを条件する。その一方で、資格停止処分中ではあるが、実務が停止するのは好ましくないため、公式行事参加やSNSへの書き込みは自粛してもらいつつ、資格停止処分は保留しようというものである。そうすれば表面的には十分な処分を行い、その一方で運営業務を停滞させることなく、次の会議でスムーズに復帰できるはずである。ところが、処分軽減を予定したものは処分ではないという反論が出た。では、その点については言及せず、可能性だけを示すことにとどめてはどうかという意見に落ち着いた。

その結果が次の通りである。

- ・新妻比佐志(会員番号0000001)に対して本日から1年間会員資格停止 (SNSへの参加も停止)
 - (ただし下記条件のため2/8まで執行を保留とする)
- ・2/8までに新妻氏が担当する全ての業務を他委員に引き継ぐこと
- ・委員会からの依頼業務を遂行すること
- ・謝罪文を提出すること

(これらが満たされた場合、2/8の運営委員会で処分を軽減するかどうかを決定する)

少なくとも運営委員の多くはこの時点で新妻氏の資格停止について、現在のように長期化する ものとは思っていなかった。

最大の誤算は、運営委員会の意図が新妻氏に伝わらなかったことだろう。上記の決定は会議参加者全員の前で発表された。しかし、一部のオブザーバーが激しく反論した。それが新妻氏を間違った判断へと後押ししたのかもしれない。十分に時間がなかったことも災いした。

(9) 公式発表

運営委員会は2014年1月8日にJM公式掲示板、1月11日に公開されたJMN1月号にて決議 内容を発表した。発表に当たっては、曖昧な表現を削除し決定事項のみ掲載することが運営委員 会で採決され、運営委員会の名前で発表することが決まった。

2/8まで執行を保留とすることについては、運営委員会の意見としてはあくまでも資格停止中であり、会員資格はないという判断である。しかし、業務のために掲示板へのアクセス、SNSへのアクセスは必要であるから、その停止を保留するという意図である。

しかし、発表時点では状況が大きく異なってきたため、この表現は大きな誤解を招く恐れがあった。刑法上の執行猶予と混同されても困る。そもそもこの措置は運営委員会の業務遂行のため

のものであり、委員会内部の話である。ならば、公表する文書には載せるべきではないということになった。実際には2月8日までは会員資格停止の宣言がなされたのみで実質何の処分も行われていない。

これらが満たされた場合、2月8日の運営委員会で処分を軽減するかどうかを決定するという 文言も、これは処分の軽減が決定しているわけではないので載せるべきではないという意見が出 た。最初から処分軽減を予定している処分だと思われてもまずい。それよりも、現状で本当にそ れが可能であるかわからない状況になってきたのだ。それよりも大きな理由は、運営委員会の日 付が間違っていたことにあるかもしれない。運営委員会は2月9日だったのである。

会員資格停止の開始期間についても表現に問題があった。委員会決議は「本日より」となっていたが、そのまま掲載すると日付がずれる。発表したのは12月22日であるから、12月22日よりとすべきだったかもしれないが、日付ではなく「発表の日より」という表現に決まった。

(10) 2014年2月9日運営委員会

2013年12月22日の運営委員会会議の決議に基づき、2月9日の会議開始時点では新妻氏の会員資格停止は保留期間が過ぎたために執行されることとなった。

会員資格停止中の新妻氏に対して、会議室からの退室が命ぜられた。また、会議の録音に使われていた新妻氏のボイスレコーダーは直ちに停止されることとなった。

新妻氏は会議室からは退室したものの、会議室の外の廊下に居座り、会議の様子を盗聴していたと思われる。

運営委員会会議が始まると、いきなり宮ノ前委員より運営委員8名(Roi、宮ノ前を除く全員)に対する会員資格停止の動議が提出された。

Roi議長「セカンドはありますか?」

もちろん誰もセカンドなどするはずがない。このような場合、セカンドがなければ議案は成立しないはずだが、Roi議長はこれを強行しようとした。熊谷委員が異議を申し立てた。しばらく沈黙の後、Roi氏が発言する。

Roi議長「処分対象者から異議は出せません」

熊谷委員「Roi議長の解任を求めます。」

これにはセカンドがついた。

黙ってうつむくRoi議長。

そのときRoi氏のiPhoneの画面が光ったのを米倉委員は見逃さなかった。

Roi議長「資格停止案件の対象者は勝手な発言をしないよう・・・」



LINEの着信表示に出ている名前は「新妻」だった。外で聞き耳を立てていた新妻氏は、LINEを使ってRoi氏に指示を出していたのだ。

直ちに運営委員はRoi氏を取り囲み、証拠を押さえた。

Roi議長の解任動議は賛成多数で可決され、Roi氏は議長を降ろされた。(会議における議事進行役としての議長であり、議長代行の役職に対するものではない)



のちに「屈辱を受けた」と語る Roi 氏

その頃会議室の外では新妻氏が何やらPCを操作していた。

皆さんもご存じのように、JM公式サイトを勝手に閉鎖したのだ。これにより、一時的に全会員は公式掲示板にアクセスできなくなった。また、運営委員は運営掲示板、及び会員名簿、各種文書等にアクセスできなくなり、今現在もその状態が続いている。これによって運営業務に大きな支障がもたらされたのである。

Mixiのグループも一時的に名称やロゴが変更された。任意団体であるJMにとっては、現在の 状況としては新妻氏が個人で運営しているサイトを無償で利用している状態であり、Facebookや mixiも新妻氏が個人で作成したグループに入っているにすぎない。今後この状態が続くのは好ま しい状況ではない。会員資格停止中のものが自由にアクセスできる状況は好ましくないし、また これは新妻氏にとっても会員資格停止処分になっていないと判断される要因にもなりうるだろ う。少なくとも委員会の決議に従っているとは言えない状態がつづいているのだ。

【3】オンブズマン排除の真相

(1) オンブズマンは何故排除されたのか?

2月9日の運営委員会会議において、運営掲示板から現運営委員以外を削除することが可決された。運営掲示板の参加者を11月時点の状態に戻そうということになったのだ。

2013年12月より、次期運営委員会就任予定者が特別にオブザーバーとして参加していたが、MIからの再選挙の指示により、彼らにその資格がなくなったためである。また、会員資格停止中の新妻氏についても削除することとなった。新妻氏は委員会の決議なしに無断で掲示板の内容を一部の会員に開示しており、一刻も早く削除するべきであったのだ。

委員会決議に従い、現運営委員以外がまとめて削除された。オンブズマンについてはそもそも 掲示板に参加したのが2014年の1月に入ってからのことであり、本人の意向により3月末で辞任 することが決定しているので、一旦削除することになった。ただし、本人から再度参加申請があ った場合は委員会で審議することとなった。

現運営委員会の電子会議室から排除されました 投稿者:オンブズマン 投稿日:2014/02/09(Sun) 16:05 No.2182 会員の皆さんへ

本日、先ほど、現運営委員会の電子会議場所である、サイボウズからオンブズマンを排除したことがわかりました。

非常に残念です。これにより、現運営委員会を監査することができる唯一の立場の物をを物理的に排除したことになります。

これは何を意図して行ったことなのか、自分には前もって通知があったわけではありませんが、監査役を外すという行為が許される団体であることを不幸に思います。

この文書は運営掲示板に書き込まれたものである。

日付に注目して頂きたい。この書き込みは2月9日の16:05に行われている。これはちょうど 運営委員会会議が行われている最中のできごとである。上記の決議がなされて、運営掲示板から 削除された直後の出来事である。

これほどリアルタイムに書き込みが出来たのは何故だろうか?

まさかずっと運営掲示板をリロードし続けていたのであろうか?

そんな時間があるのなら、なぜ運営委員会会議に参加しなかったのであろうか?現運営委員会 を監査できる唯一の立場の者ではないのか?

今までのオンブズマン小野氏による運営掲示板への書き込みには、必ず役職・フルネームでの署名があった。しかし、この書き込みにはそれがない。そもそも匿名掲示板であるから、書きこんだのが本人であるかどうかはWeb担当新妻氏しかわからない。文書に見られる誤字などからもかなり慌てて打ち込んだと思われる。

これだけ素早い対応が出来るのは、会議の様子を聞いていた人物によるなりすましか、あるい は連絡を受けて急いで書きこんだのだろう。

(2) オンブズマンとは?

MI規約におけるオンブズマンの役割は、紛争の解決である。会員間のトラブル、委員会と会員とのトラブルはオンブズマンが対応する。

ところが、JM基本規約におけるオンブズマンの役割は、運営委員会に対する業務監査となっている。この点はMIからも指摘されている。

そのため、JMでは会員間の紛争はすべて運営委員会が対応しなければならない状況となっている。

オンブズマンは選挙によって2名選ばれ、任期は不定である。JMのオンブズマンはJM創立以来小野氏ともう1名が続けてきた。しかし、2013年になってもう1名のオンブズマンの会員期限が切れ、更新されなかったため1名欠員のままであった。(オンブズマンは正規会員に限られる)また、小野氏も今年度で辞任すると申し出てきたため、2名を選挙で選ぶことになったのだ。

2013/08/22 (木) 9:17

お世話になります。お疲れ様です。ところで、長く在籍していながら、なかなか出席もままならないので

オンブズマンとしても会の雰囲気が分からず不適任と思っています。

オンブズマンも替えてもらえないでしょうか? いつの間にかオンブズマンも自分一人になっているようですし、

このあたり、この ML で適切かわかりませんが、このタイミングが良いかと思いますのでご検討お願いいたします。

小野

ところで、オンブズマンの小野氏をご存じだろうか?

いままでずっとオンブズマンをやってきたはずであるが、実際に会ったことがあるという人は少ないのではなかろうか。私もMENSAに入会して5年になるが、話をしたのは2013年12月22日の運営委員会会議の日が初めてであった。特に委員会から招集されたわけでもなく、彼はもうじき任期が終わるので一度会議に参加してみようと思ってきたのだろう。そう考えると、JMの規約も会議のルールも何もわかっていないのは無理もない。いや、それでいいのか?

(3) オンブズマンからの監査報告

オンブズマンから運営委員会に初めて監査報告が届いたのは2013年12月6日のことであった。 内容は会員Aからの相談に関する報告であった。オンブズマンは会員Aに対して時系列での説 明を求めた。

会員Aの訴えは、委員会の決議に対して新妻氏がそれを守っていないので、クローズド会議を含めて監査を行って欲しいというものであった。しかし、会員Aは会議の中で証言をしたものの、会議そのものには参加しておらず、議事録も公開されなかったため状況がほとんど掴めていなかった。そこで、オンブズマンの監査であればクローズド会議の内容も確認できるのではないかということで小野氏に相談したのである。しかし、8月の時点で小野氏は自分の任期が12月末日までだと勘違いしていたため、十分な時間がないと判断しそれを断っている。

しかし、その後やりとりを再開するが、会員Aから説明が得られないという理由をつけてこれを却下した。もちろんオンブズマンから運営委員会には一切問い合わせはなかった。

もしこの時点で、会員Aの訴えを聞き入れていたら現在のような状況にはならなかったかもしれない。しかし、オンブズマンの職務規定上、「正規会員からの申し出又は、オンブズマン単独の判断に基づき業務を行うことが出来る。」とあるので、この判断に問題はないだろう。ただ残念なだけである。

JAPAN MENSA 運営委員会 御中

本年の取扱事項について

お疲れ様です。全く顔を出せずに申し訳ありません。いずれは顔を出します。

ところで、今年8月に自分のところへ相談のあった案件について報告をします。 話からすると、相談者が、運営員会へ相談し、その後、オンブズマンとしての自分へ8月に

話からすると、相談者が、運営員会へ相談し、その後、オンブズマンとしての自分へ8月に相談されています。 その後、11月に、運営委員会へ当人が上申されるという記載がありましたので、オンブズマンとしては扱い がこの段階で終了したと思いますので、報告します。

相談者のお名前は伏せますが、運営委員会にも相談をしていると聞いていますので、検討はつくと思います。

詳しい日時は特定情報になりますのでここでは記載を控えますが、8月に第1報があり、その後、10月末にその主張している概要が送られてきました。当時、オンブズマンとしての任期は12月一杯と自分が勘違いしていたため、案件を今から扱うには役職の時間が短すぎると考えたのですが、任期が3月末でであったことから対応をしています。

まずは、オンブズマンとして扱う案件であるかを判断するため、相談者の相談内容を事の初めから時系列で整理していただくことをお願いしましたが、その、まずは というところですでに止まってしまい、何回かお願いしましたが、残念ながらご協力いただけませんでした。誰がどうした、ということは多少送られてはいますが、相談内容について、ご自身の整理をお願いしても、運営委員会の議事録を見ればわかるというようなことを言われます。まずは、相談したご自身から説明を頂くべきことであり、また、オンブズマンとして、情報開示をお願いする案件であるのか判断がついていない状況で運営委員会の議事録開示請求ということは権限の乱用となり、この時点では、全く考えられない状況でした。。

当人からの最後の連絡が 11 月初旬でした。当人が運営委員会へ上申書を提出するという書き込みもあり、 運営委員会へ報告をしておくべきと考え、オンブズマンとしての扱いは終了となりますので、報告します。

以上

オンブズマン 小野雅章

(4) オンブズマンの虚偽の発言

オンブズマン小野氏は突然会議に現れた。運営委員の中でも初めて彼を見たという人が少なくない。しかし、それは運営委員会にとっても都合が良かった。会員Aとのやり取りについて質問をしたかったのだ。

会員Aからの訴えをオンブズマンが却下したことは、報告書が提出される前にわかっていた。 新妻氏が運営掲示板に書き込んでいたのだ。また、運営委員の一人が新妻氏からその件について 話を聞いていた。新妻氏がなぜ却下されたことを知っていたかというと、小野氏から個人的に連 絡があったのだという。

新妻氏と小野氏は古くからの付き合いがあり、そういった経緯もあってオンブズマンに就任したのだそうだ。だから個人的な連絡があっても不思議ではない。

しかし、いくら個人的な連絡とはいえ、事件の当事者に対応を相談したのであればそれは問題だ。相談ではなく、正式な調査だというのであれば個人的な連絡というのは不適切であり、その

結果を運営委員会に報告するべきである。また、会員Aからも公平に事情を聞くべきであり、新 妻氏だけの意見をもとに会員Aの訴えを却下するのは中立とは言えない。

クローズド会議(掲示板)の中で新妻氏はオンブズマンが却下したと書いた。その点について 事実関係を確認するために、運営委員会は小野氏に質問した。

委 員「会員Aからの要望に対して、会員Aにはメールをしたが、運営委員会には何のアクションもしていないか?」

小野氏「なにもしていない」

委 員「新妻さんには?」

小野氏「なにもしていない」

委 員「では運営委員会や新妻さんには何もアクションをしていないということでよろしい ですか?」

小野氏「はい」

これはおかしい。何の連絡もしていないのになぜ新妻氏が却下の事実を知っていたのか。その 点について疑問に思った運営委員がさらに小野氏を追及すると、

小野氏「わかりました。そこは申し上げます。カードを壊したと言うことで、その事実の確認だけさせていただきました。」

委 員「それでは先ほどの発言と違いますね?虚偽の発言ですか?」

議 長「虚偽に関してみとめますか?」

小野氏「はい。」

小野氏の言い分はこうだ。却下した事実は伝えてはいないが、

「個人的な問題ですかね?MENSAで扱うことじゃないんじゃないですか?」

と言ったそうだ。それを世間では相談という。

つまり、却下は小野氏が言ったわけではないということだ。

それよりも、ここで新たな問題が発生した。

小野氏は運営委員会会議で、しかもこのような重要な案件であるにもかかわらず、虚偽の発言 を行ったのだ。これが裁判であれば偽証罪になるかもしれない。

少なくともこのような処罰に関する重要な会議において、オンブズマンによる虚偽の発言は絶 対に許されるものではない。

(5) オンブズマンからのメール

2013年12月23日にオンブズマンから運営委員会宛てにメールが届いた。会議の翌日のことである。

新妻氏の処分を決定する審議・採決に入るときに、オブザーバーに退席を求めた。次期運営委員といえども、この時点では一般会員である。前回のクローズド会議の内容に触れる可能性があるため、前回のクローズド会議で排除された山下委員にも退席を求めた。

このとき小野氏は彼らと一緒に退席してしまったのである。

おはようございます。

2013/12/23 (月) 9:25

運営委員会殿、昨日は大変長丁場(いつも長いという話でしたね)お疲れ様でした。

昨日の、最後に行った新妻氏の処分決定のクローズド会議に自分もいるべきでしたが、そこの部分は退席して しまっていましたので、

会議の議事録、会話録等の提出をお願いします。オンブズマンとしての依頼ですので、よろしくお願いします。

また、会の運営について、大変苦労をしているという印象を持ちました。

昨日オブザーブしたなかで感じた以下3点記載させていただきました。 昨日の会議で、ロバート議事法に基づくと聞いていましたが、どこまで基づいているのかが疑問です。

1:セカンドが一切なされていない状態で議事が進行していること。

(これは、複数の参加者が議事としてとりあげることを必要と思ったということです。意思の確認として 議事を取り上げる前に必ず行うべきと思います)

ロバートを使うのであれば、複数の人が承認しているという意思表示は、休憩動議でも必要です。 意識の問題ですが、セカンドします!! という言葉で意思表示をしていったほうが良いと思います。

2:議事提案の方法について

提案について、現在は、JAPAN MENSAへの要望サイトで記載されたものが議題としてあがっているようです。 ただ、昨日の議事進行を見る限りは、だいぶ苦労をされているように思えます。

JAPAN MENSAの運営委員会の議事として扱うための流れについて何か定型的なものがあれば教えてください。 また上程の書式などもありましたら、合わせてお送りください。運営委員会が、だいぶ苦労されているように 見えました。

なにか自分の経験に照らし合わせてお力になれたらと思いますのでお願いします。

最後ですが、

3:議長の意見が間違っていると思った場合、

ロバート議事法には、皆さんもご存じと思いますが、便利なことに、

議長の決定に対する抗議申し立て動議というものがあります。

議長の進め方云々がある場合には、ビシッとこの動議を使うことで、改善が図れる動議です。 これは議長の決定があった後に出される動議ですので活用しながら委員会としてより健全なもの としていければと思います。議事進行中でもだせるはずです。

※ ご存知と思いますが、これは、次の議事に入ってしまったら出せませんから。その前に出すものです。

そうでないと、効果効率が低下し、ロバート議事法を使っている意味が無くなります。

運営委員会さんも大変でしょうし、サクサク決めることは決めて、あとの時間を有意義に使えるように改善していったほうが良いと

客観的に感じました。当然、皆さんも感じていることと思いますが、改めて改善の良い機会にしていただければと思います。

1は、改善のお願いです。

2は、資料か説明をお願いします。

3は、意見です。

昨日の資料に関しては、もうあると思いますので早急にお願いします。

よろしくおねがいします。

1. について

ロバート議事規則によれば、委員会会議において議長や委員が議案を提出する場合セカンドを 求める必要ない。つまり、今回の件で言えば委員会会議の議案として提出される前に、すでに掲 示板でセカンドされ、議論されているからである。総会などでその場で提出された議案とは扱い がことなるのである。また、ロバート議事規則によれば、議案が検討され、セカンドなしに採択されたとしても、採択された議案の効力に影響はない。セカンドとは議案を会議で取り上げることに対する同意であり、誰も同意しない議案について会議の時間を無駄にしないためのものである。運営委員会会議のような小規模の会議においては必ずしも必要とはしないのである。

2. について

そのような資料は存在しない。運営員会のローカルルールがいくつか存在するが、それを詳しく知っているのは新妻氏だけで、基本的には新妻氏が議案として取り上げなければ協議すらできないというのが今までの運営委員会である。

「昨日の資料に関しては、もうあると思いますので早急にお願いします。」

なかなか無茶な要求である。運営委員会の議事録は書記の記録をもとにして音声データ等を確認しながら書き起こしていくものである。それを委員全員で確認し、間違いがあれば修正する。もちろん発言をそのまま書き起こすと膨大な量になるため、必要なポイントをまとめていくのでかなり時間がかかる。修正作業も音声等を確認しながらの作業である。完成したものは委員会で承認されて初めて議事録となる。規約上は会議の日から3ヶ月以内とされている。

翌日に出来ているなんて言うことはあり得ないのだ。

(6) オンブズマンの「裁定」

2014年1月8日JM公式掲示板に運営委員会が発表した「『会員による上申書』に対する委員会決議」に対して、オンブズマン小野氏は1月10日「裁定」なるものを発表した。

その内容は、

- 1. 運営委員会決議である新妻氏の会員資格停止処分を不要とする宣言
- 2. 運営委員会に対する処分、取り扱い業務の指示
- 3. 公式掲示板への書き込み禁止、運営委員会発表の削除
- 4. JMNへの掲載

である。

ここでオンブズマンの職務規定をみてみよう。オンブズマンは運営委員会に対する監査が業務 となっている。

- ・業務を行った場合は運営委員会に報告書を提出しなければならない。
- これが監査業務であるのなら報告書の提出が必要であるが、未だ提出はない。
- ・オンブズマンは運営に携わることは出来ない。
- この指示は運営業務への不当介入であり、職務の権限を越えたものである。

C. オンブズマン

運営委員会及び他のJAPAN MENSAのすべての役職者についての業務遂行に対する 監査を行う

正規会員からの申し出又は、オンブズマン単独の判断に基づき業務を行うことが出来る。 業務が発生した場合、終了後に運営委員会に報告書を提出しなければならない。 監査結果について判断を要するときは、すべてのオンブズマンの合意を得ること

JAPAN MENSA の運営に携わることは出来ない。

必要であるときはメンサインターナショナル又は JAPANMENSA総会における報告を行う。

オンブズマンが監査結果に基づいて行うことが出来るのは、運営委員会への報告、MIへの報告又は総会での報告である。運営委員会に対して如何なる処分も行う権限など存在しない。

にもかかわらず、運営委員会発表の決議発表は掲示板から削除された。小野氏の指示に基づいて、運営委員会に無断で削除を行ったのはWeb担当新妻氏である。

これは重大な違反であり、JAPAN MENSAに対する背信行為である。

平成 26 年 1 月 10 日

JAPAN MENSA オンブズマン 小野 雅章

裁定

1月8日に掲示板に出された新妻氏の処分等についての運営委員会と称する記述者(未確認)の書き込みについて、このような書き込みは、会の発展に何ら寄与するものではなく、個人攻撃としか映らないものであります。実際にどなたの書き込みかわかりませんが、親睦と交流を目的とする会とは思えない書き込みですので、オンブズマンとして本件も含めて裁定します。

まずは、新妻氏の事実認定については、本人も認められており、反省もしていました。会議においても、処分について、個人として謝罪はすでにしているとのことであったので、追加して、運営委員会(議長 柄谷委員)の要請に基づいて、議長としての立場を明記したうえでの謝罪も行う旨を通知し、新妻氏もこれを了承し、すでに昨年末に掲示板に謝罪を行っていることは周知の事です。これは、12月22日のクローズドの運営委員会(議長 柄谷委員)の中で新妻氏に、運営委員会が言い渡したことであり、その際、処分の理由も書面で出すこととなっていました。しかしながら、処分理由の通達が運営委員会から、なされておらず、新妻氏は自主的に掲示板にお詫びの掲載をしています。

また、最終的な処分決定をしたクローズド会議(議長 柄谷委員)には、前回のクローズド会議に参加していなかった人は全員部屋から出てくださいと言われ、オンブズマンの自分も退席を命ぜられています。オンブズマン自身も参加しておらず、新妻氏の処分の内容が、その直前に行われた委員会での様々な方々の意見とは程遠く厳しく重いものであるため、オンブズマンとして議事録の提出を、その後に運営委員会に請求していますが、未だに提出が無く、協力を頂けないという状態です。オンブズマンへの非協力と認識しています。

当日の運営委員会の議事の大半はこの議題で費やしており、オブザーブさせていただいたものとして、果たしてこのような状態が、運営委員会として、また、メンサという高知能団体としてふさわしい進め方なのか、会員のためになっているのか、疑問を呈し、この点についても、議事の処理の仕方について意見と情報を求めていますが、未だ回答を頂けていません。

- 3月の運営委員会の交代の前という大切な時期にありながら、これ以上会員へ不安感を抱かせることは、オンブズマンとして看過できませんので、以下の決定をします。
- (1) まずは、新妻氏の処分について、議事録の請求にも関わらずその議事録も提出されていない状態であり、また、新妻氏も事実を認め、謝罪を自主的に掲載しているという点において、十分な制裁であり、議長の会員資格停止という処分は不要とします。ただし、新妻氏は、今後このようなことが再発しないよう、自覚をもって活動するようにしてください。
- (2) 運営委員会については、この期変わりの貴重な時期ですので、効率的な会議の運営により、会のために全力を挙げていただきたいため、現運営委員会の取扱う内容は、新妻議長に依頼されたものを除き、総会に向けた準備、次期運営委員会との引継ぎのみと限定します。万が一、それ以外の案件が発生した場合は、次期運営委員会へ遅滞なく引き継ぐこと。当然ながら、この処置の対象は、クローズド会議参加運営委員のみとし、新妻氏・Roi 氏についてはこの処分の対象から除外します。
- (3) 今後、この件について一切の書き込みを禁止します。当該スレッドの即時削除。そして、今回の件に限らず個人名がわかるような公式の媒体における誹謗中傷の書き込みは見つけ次第、今後削除をすること。
- (4)この裁定の JMN への掲載をすること。

最後になりますが、この会は、もっと高め合いもっと楽しい会となるべく、皆が知恵をだし築いていくものであると思います。希望を持った気持ちの良い、素晴らしい会にしてもらいたい。MENSAに入ってよかった、と思えるようにしてください。

以上

運営委員会の決議発表文書「『会員による上申書』に対する委員会決議」は運営委員会によって承認された公式文書である。従来の発表文は議長名で行われることが多かったが、この文書は新妻氏・Roi氏の処分に関する報告であるため、議長名ではなく運営委員会の名で発表された。運営委員会決議に基づく文書であるから、運営委員会の総意である。

小野氏は、「新妻氏が自主的に謝罪した」と主張しているが、これは大きな誤りである。そも そも運営委員会の決議内容の1つが謝罪文の公開であるから、その後に行われた謝罪は自主的に 行われたとはみなされない。もっともその謝罪文は運営委員会に正式に提出されたものですらな い。

小野氏は新妻氏の処分内容が委員会で行われた"様々の方々の意見とは程遠いものである"と述べているが、それはいくつかの反対意見との相違であって、単なる意見でしかない。それを根拠として処分が重いなどというのは中立な立場での監査とは言えない。

小野氏はこの「裁定」の中で、委員会からの退席を命じられたと虚偽の主張を行っている。運営委員会がオンブズマンに対して退席を命じた事実はなく、小野氏の勘違いによる自主的な退席である。

会議室の外での様子について山下委員は次のように語る。

あのとき、私は、小野さん、小林さん、千葉さんと一緒に喫茶店に行きました。17時近くになったので会議場に戻ったのですが、その時、新妻さんに「オンブズマンなのだからクローズド会議に参加できる」という指摘を受けていました。小野氏は「あ、そうなんだ?」というリアクションをされていました。

後に小野氏は不正な手段でこの会議の音声データを入手したと思われるが、それ以来この件に 関しては一切触れていない。

(1) について

この段階ではまだクローズド会議部分以外の議事録すら出来あがってはおらず、そのことは運営委員会掲示板を閲覧していた小野氏は知っていたはずである。議事録作成期限は会議から3ヶ月以内と規約にもあるにも関わらず、それをもってオンブズマンへの非協力とみなすのは無理がある。新妻氏の謝罪も自主的なものではなく、これが十分な制裁であるという根拠はない。

何よりも、オンブズマンに委員会決議を覆す権限など規約上存在せず、これは明らかに不当な 介入である。

(2) について

オンブズマンが運営委員会業務に介入する権限はない。しかし、この「裁定」によって明らかに運営業務に支障をきたした。運営委員会がこの件についてMIに確認し、明確な回答を得るまでの約1ヶ月間、ほとんどの審議は中断した。新妻氏はオンブズマンの「裁定」を根拠として処分無効を主張し、運営員会決議の1つである運営委員会への業務引き継ぎを一切行わなかった。

(3) について

掲示板への書き込み禁止などという命令は、明らかな越権行為であるばかりか、会員の権利を 奪う悪質な行為である。誰に対するものなのか不明瞭であったため、一部の会員はしばらく書き 込みを躊躇していたようだ。これはJAPAN MENSAに対する背信行為に他ならない。

(4) について

JMNの原稿の締切期限は前月末日としている。1月号の原稿はすでに完成し1月10日時点で公開される予定であった。にもかかわらず、JMN1月号は担当者にも無断で不正に改ざんされた。その結果、公開は予定から1日遅れ、楽しみにしていた多くの会員を裏切る形となった。もちろん改ざんを行ったのはWeb担当新妻氏である。それに対する報告等は一切ない。

これはJMNに対する冒涜である。私はJMN担当としてこれを断じて許さない。

運営委員会ではオンブズマン小野氏に対する解任動議が上程され、一時は保留となっていたが、 現在も継続中である。

(7) オンブズマンの「終息に向けての要請」

平成 26 年 1 月 28 日 終息に向けて

ジャパンメンサ オンブズマン 小野 雅章

先日来、クローズド会議および構成員の方に、12月22日のクローズド会議の速記録、議事録、録音を提出いただくようにお願いしていましたが、新妻氏の事案におけるクローズド委員会としての提出は、1 か月以上経過しても、未だ、議事録、音声、速記録、いずれも提出されていません。しかしながら、複数の情報提供をいただきました。誠にありがとうございます。 大変感謝しています。

頂いた資料には 12 月 22 日の速記録に相当するものが複数あります。内容はほぼ一致しております。 これらを精査し、JMN1 月号掲載の「「会員による上申書」に対する委員会決議」(以下「決議」と称します)と比較検討しましたところ、以下の結論 に達しました。

1. 12 月 22 日の審議内容について

JAPAN MENSA基本規約に以下の条文があります。

25. 争議の解決

- a) メンサ内で、あるいはメンサ関連の活動に起因して問題が起きた場合、裁判などに持ち込む前に、会員はまずメンサ内での和解と補償に努めなければならない。 それを怠ると、メンサにとっての背信行為とみなされる。
- b) 運営委員会は、公平かつ偏見のない事情聴取を行った上で、メンサに不都合な行為を行ったとみなされた会員に対して、制裁を課すことができる。この制裁には、警告、一時的な会員活動の停止または除籍、永久追放処分が含まれる。

a)については2012年8月に和解が一度されており、今回の問題ではないと考えられます。b)については、「公平性」「偏見の有無」「メンサに不都合な行為は何であったか」が問題と考えています。

- (1)公平な事情聴取であったか「決議」の処分理由について、事情聴取がされていたかどうかをまとめました。
- ①「会長としての謝罪」は実行されたか について

会員Aの証言・新妻氏の証言両方が速記録にあり、事情聴取がされています。両者は 2012 年 8 月の会議で「謝罪決議」がされたかどうかという事実確認で 食い違っていますが、その点に関して議事録や録音の確認などの確認をした形跡がありません。したがって不十分な証拠調べになっていました。

② 謝罪の内容を議事録に残すこと(およびその議事録の削除事件)について

A氏への事情聴取はされていますが、新妻氏への聴取はなされておらず、不十分な事情聴取です。

③ 議長による会員証破損について

事実関係は 2012 年 8 月時点ですでに確認されていますので、今回の聴取の主眼ではないと考えらます。

④ カード再発行権の濫用について

「JMの私物化」の根拠とされる根拠ですが、A氏への聴取はしていますが、新妻氏への聴取はされていないのです。

これらを総合すると、重要部分の多くが一方からのみの事情聴取となっていて、公平性に疑いがあります。

(2)偏見のない事情聴取でしたか

結果として委員会の「決議」では新妻会長の反論は退けられていますが、その退けられるための根拠となる事実が示されていません。

たとえば「決議」の最後には「反省の色がみえず詭弁や自己の正当化を図るなど改善の余地がない」と書かれていますが、詭弁や自己正当化であると決める根拠が審議された形跡が速記録に見られない。態度でしょうか?

これらを鑑みると、偏見を持った審議であったのでは、という疑いを持たざるを得ません。

(3)この場合の「メンサに不都合な」とは何かですが、速記録によると、オブザーバーからの根拠提示の要請に対して、「職権を基礎にした会員証の毀損によってA氏に苦痛を与えた」ことが処分理由であるとの回答でした。(クローズド会議の内容に触れるため本質を損なわない範囲で言い換えました)それと比較して本年1月8日に当事者への連絡なしに突然発表された、「決議」では「これらの行為は一会員の立場から見れば、JMを私物化していると言われても否定できるものではない。さらに運営側からみても私物化といえる内容であったと認定できる。これらの新妻氏の行為は、JAPAN MENSA 全体の信用を揺るがす行為であり、運営委員会のみならず、一般会員にも多大な迷惑をかけるものである。」と、全く違った理由が述べられていました。

結論としては、この会議の時点で処分理由が明確ではなかったことを意味し、「初めに処分ありき」会議であったという疑いを禁じえません。

2. 12月22日の結論について

提出された速記録のうち、複数名からの提出で、かつ新妻氏に最も厳しいと思われるものの内容と、「決議」の結論を比較しました。

① 速記録における処分の結論

本日から1年間会員資格停止(SNSの参加も停止)

ただし下記条件のため 2/8 まで執行を保留とする

- ・その間に全ての業務を他委員に引き継ぐこと
- ・委員会からの依頼業務を遂行すること
- ・謝罪文を提出すること

これらが満たされた場合、

2/8 の運営委員会で処分を軽減するかどうかを決定する

謝罪文には

立場を明記した個人名を記す

謝罪文の提示と併せて運営員会から経過の文書を提示する

※ここでいう本日からは、12月22日です。

②「決議」の結論

処分:会員資格停止

期間:発表の日より1年間

ただし、会員資格停止中であっても運営委員会の指示により一部の運営業務を継続するものとする。

また、2月8日までに新妻氏が担当となっている業務はすべて今期・次期の運営委員に引き継ぐものとする。

さらに、公式掲示板、Facebook、mixi での活動については、運営委員会によって指示された運営業務以外のものを一切制限する。

※ここでいう発表の日は、1月8日です。

この 2 つを比較すると、処分の停止について大きく異なっています。 ① では「執行保留」が明記され、その点が②にはないのです。つまり、12 月 22 日から 2 月 8 日までの新妻氏の会員資格、およびJAPAN MENSAの代表権の所在という、私的にも公的にも非常に重要な事実について食い違っており、到底看過できません。新妻氏は、翌日の次期運営委員会に置いて、立場も確認し、議長として進めてよい旨も、クローズド会議の議長である、柄谷会員より確認しています。

これは、運営委員会もしくはその一部のものが、12 月 22 日の会議以降に、会議の結論を改ざんし、虚偽の発表を公式掲示板とJMNにおいて行ったということを意味します。

3. 終息に向けて

このように、新妻氏の会員資格について審議した 12 月 22 日のクローズド会議および「決議」の内容には、その発表されたもののの整合性について、大きな疑いを持たざるを得ません。一人の会員を処罰するという、重要な審議がこのような過程でなされたことを非常に残念に、また悲しく思います。

現在 新妻氏は職務復帰を宣言していますが、運営委員の一部はその事実を認めていません。オンブズマンとしてもう一度要請します。

終息に向けた要請

12月22日の決定および「決議」を撤回し、新妻氏の職務復帰を運営委員会全体で確認してください。

同時に、このような混乱を招いたことを運営委員会名で会員に謝罪してください。

今後の措置については、そこからもう一度話し合っていきましょう。オンブズマンも当然ながら、完全な解決に向けて努力する所存です。

なお、ここに示した見解は審議の過程に対するものであって、新妻氏の会員証棄損事件について、オンブズマンが赦免したわけではありません。また擁護もしていません。あの事件そのものは、言い逃れできない恥ずかしいものであったことは新妻氏も含め、一致し、反省すべきことと認識しています。

また、今回の件を通して、運営の中でいくつもの整備をしておかねばならない問題が明らかになっています。これは、今後のために、 クローズド会議のあり方、その透明性も含めて、検討し、すべからく、実施していかねばないことと認識しています。会員の皆さんの ためにも、上記状況を鑑み、運営委員会の方々にはこの仲裁を受け入れていただきたい。

関係を修復する努力をお互いにし、そして修復し、会員のための運営をしていただきたい。

以上

運営委員会ではオンブズマン小野氏の行った数々の背信行為に対して、オンブズマンとしての 資格を疑問視する声が上がっていた。小野氏の解任動議について、MIからの回答では選挙・総 会での承認を経て就任したのであれば、運営委員会の決議で解任は出来ないということであった。 つまりは総会で解任動議が採決されなければならないのである。

運営委員会はオンブズマンとの話し合いを求めた。運営委員会からの文書提出という一方的な情報提供だけではなく、公平な意見聴取を求めたのだ。Skype 会議への参加も要請した。しかし、それらは悉く拒否され、ただ議事録の提出を求めるだけであった。運営委員会は議事録の作成を急いでいた。すると今度は音声データを出せと言って来たのだ。

小野氏の主張する情報提供とは、運営委員にたいして脅迫まがいの手段による不正入手である。 小野氏から各委員に対し個別にメールが届いた。

2014/02/05 (水) 14:48

●●殿、オンブズマンより、協力の要請です。

新妻氏の処分に関係するクローズド会議の議事録・速記録・録音・ウエブ上の クローズド会議の発言記録(画面のコピー)のうち、あなたの手に入るものを すべて2月7日正午までに送ってください。

送れない事情がある場合は、それを返信してください。以上

しかし、これは誤った手段である。会議に関する資料は運営委員会のものであって、個人が無断で提出することは背信行為である。個別に送ったのは、脅しに弱い委員を見つけ出し、資料を入手するためである。情報を提供した委員を責める気はない。オンブズマンへの非協力を盾に処罰すると個別に脅されれば、それに屈したからといって罪には問えない。悪いのは脅したほうである。

他の委員はこのような不正請求には応じなかった。それは小野氏もわかっていただろう。しか し、小野氏はこのメールをオンブズマンへの非協力の根拠とするために送信したのである。

「終息に向けて」

1 (1) について

これは事情聴取に関する小野氏の言い分である。しかし、事実に反する。

- ① 「会長としての謝罪」について、新妻氏は会議における意見聴取で「会長として謝罪は行 っていない」と主張しており、運営委員会もこれを認めている。
- ② 2012年8月運営委員会会議議事録について、新妻氏は事実に反する(会長としての謝罪) 内容であることを理由に掲載しなかったと証言している。
- ③ これは問題ない。
- ④ この件については2012年8月運営委員会会議で確認済みである。

すべての件について事情聴取は行われており、それを確認していないのはオンブズマンの職務 怠慢である。会員Aからの要望も2012年8月運営委員会会議の内容を確認して欲しいというものであった。

どう見ても公平性に疑いがあるのはオンブズマンの方でしょう?

1 (2) について

「偏見のない事情聴取でしたか?」というのはこちらが聞きたいくらいである。

"反省の色がみえず詭弁や自己の正当化を図るなど改善の余地がない"というのは、今までの経緯の中で各運営委員が共通して感じたものである。新妻氏は今回の件でも「委員会の決定には従います」と言っておきながら、これほどの騒動を巻き起こしたのだ。それでも運営委員会は彼らの主張を尊重し正当な手続きにのっとり、MIにまで確認を行っている。

そこまで新妻氏に肩入れする小野氏の行動は、偏見がないと言えるのだろうか。

1 (3) について

小野氏が不正に入手した速記録は、書記が会議中に要点を記録したもので、運営委員会が正式 に承認した議事録ではない。速記録だけでは聞き逃したり、書き損なう可能性があるので、重要 な個所はあとで音声データと照合しなければならない。

"クローズド会議の内容に触れるため本質を損なわない範囲で言い換えました"とは一体どういうことであろうか。オンブズマンが必要と判断したなら公開すればいいのである。この時点で完全に本質が損なわれている。

「初めに処分ありき」とか「処分理由が明確でない」というのは途中から急に首を突っ込んできたオンブズマンの個人的な感想にしか過ぎない。運営委員会は1年半にも渡って長い時間をかけて議論してきているのだ。

2について

小野氏は12月22日の発表と1月8日の発表内容が異なる点を指摘している。しかし、会議当日の発表は口頭によるものであり、決議内容を説明したものである。当然ながら公式に発表されたものは1月8日の文書である。文書の発表にあたっては委員会で承認されているのでこれは改ざんにあたるものではない。これを虚偽の発表であると公言するオンブズマンの行為自体がJAPAN MENSAに対する背信行為である。

ちなみに私が12月23日の次期運営委員のミーティングの席で話した内容は、クローズド会議の 議長としての発言ではなく個人的な見解であることを掲示板にも書いている。これについては何 の反論もなく、参加者全員に受け入れられたものである。

ミーティングの開催に当たり新妻氏が私に、資格停止処分中だからこのままでは会議が出来ないと詰め寄ってきたのだ。運営委員会の決議では引き継ぎ等の運営業務は行うように指示があったはずである。次期運営委員への業務引き継ぎのための会議であるから、新妻氏が進行するのに問題はない。予定通りにやってくださいと言ったのだ。

3について

小野氏は新妻氏の職務復帰をしつこく要請しているが、運営委員会の決議は正当なものであり、 オンブズマンにそれを撤回する権限はない。運営委員会の一部という表現も誤っている。運営委 員会の決定事項は運営委員会全体のものである。

終息に向けた要請について

小野氏は運営委員会決議の撤回を求めている。前回の無効宣言に比べてずいぶん表現が変わったのはオンブズマンの権限について少しは理解が得られたのだろうか。

ちなみに委員会の決議を撤回するには、再審議が必要となる。

ロバート議事規則によれば、再審議の議案の採択には3分の2以上の表決が必要とある。運営委員会会議における決議であるから、総会では再審議ができないようだ。詳しくはロバート議事規則を調べてみて頂きたい。

(8) オンブズマンの主張

2014年1月29日、小野氏は「オンブズマンが同席していない制裁は無効である」と主張してきた。これは小野氏側が独自にMIに問い合わせて得た回答を根拠にしている。前日の「終息に向けての要請」とはまただいぶ表現が変わってきた。

確かに規約にはそのような記述がある。しかし、それはMIの規約であって、JM基本規約ではないことに注意して頂きたい。

今までに何度か運営委員会において会員の処罰に関するクローズド会議が行われている。運営 委員就任予定の会員に対するものもあった。その処分によって、その委員は総会への参加ができ なくなり、運営委員としての活動も停止となったという経緯がある。

で、そのときオンブズマンは同席していましたか?

【Mensa International の見解について】

オンブズマンです。

先の運営委員会クローズド会議決定(12 月 22 日)について、私は、制裁を決定する重要な場面を監査できていません。これら一連の出来事について、Mensa International に質問を行っていましたが、この度、以下のような見解を得ました。見解の発表者は International Director の Lars Endre KjøIstad さんです。

「1」はオンブズマンへの非協力がどのように背信行為なのかという回答です。 肝心の「2」の部分の訳文をつけました。

ここにあるように、オンブズマンの参加しない状態での処罰の議決は無効です。

つまり、12月22日の運営委員会ならびにその後のネット上のクローズド会議(再三の要請にもかかわらず、私はいまだに参加できていません)で 審議された新妻会員への処罰は無効です。1月23日、運営委員から、オンブズマンへ当該議事録ができたので送ります、とメールがありましたが、未だ未達です。

新妻会員は昨日の自身による表明通り、速やかに議長その他の職務に復帰され、運営委員各位においては新妻議長に協力し、一致結束して業務を遂行することを 望みます。

- 1. Non-cooperation with the Ombudsman is a betrayal to the MENSA.
- 2. The ExComm can never impose a sanction, without involving the ombudsman."

- 1. The ombudsman is an important person who can facilitate a process on behalf of members who feel wrongly treated by the board. Ombudsman shall, for example, arrange for any member to be officially heard in matters of dispute. The ombudsman and the board need not communicate on a regular basis, only if membership issues arise. There is, therefore, a difference between "non-cooperation" (little or no contact / passive contact) and "working against" the ombudsman. While non-cooperation may not be "illegal", working against the ombudsman can be a serious issue, depending on what it is the matter. Secondly, a "betrayal" a word possibly chosen because it refers to the rule of exclusion of a member (also refered to as performing "acts inimical to Mensa"), is a very strong word. Combining that "non-cooperation" can be possibly be without great harm, and that "betrayal" is very hard, I can NOT agree the "non-cooperation with the ombudsman is always a betrayal to Mensa". But I can also agree, depending on circumstance and form, that it CAN be. I need more facts to have more opinion.
- 2. To specify: The ExComm can never impose a sanction on a member of Mensa Japan, without involving the Ombudsman. If there are exceptions, of which I know of none, it is certainly wise to involve the ombudsman anyway!

【訳文】

2 特記します: ExComm(運営委員会)は、オンブズマンを介さずに、メンサ日本のメンバーに制裁を課すことはできません。もし、例外規定が存在するとしても。とにかくどんな場合でもオンブズマンを参加せるのが賢明であることは確かです!

なお、MIへは、以下を知らせてあります。

現在、私はこの一連の出来事についての監査を実施しており、終了後には報告書を提出する所存です。いろいろとご意見やご質問を頂戴していると存じますが、オンブズマンの監査行動は終了までは秘匿されるべきものです。しばしお待ちください。

ジャパンメンサ オンブズマン 小野雅章

このMIの通達が有効であるとしたら、過去に行われた処罰はすべて無効ということになる。 ということで運営委員会は急遽MIに問い合わせることとなった。

この件について運営委員会がMI役員に確認したところ、JMの規約の問題点が指摘された。 そもそもMI規約によれば、オンブズマンの主な業務は紛争の解決なのである。

本来であればJMのオンブズマンも紛争の解決を主業務とするべきであり、運営委員会の監査が主業務であるのはおかしいと言うのだ。

今回の件のきっかけとなった会員Aと新妻氏の間の紛争も、オンブズマンが解決に当たるべきだったのだ。そうすればここまで問題が大きくなることはなかったかもしれない。

しかし、JMの規約は承認される前にMIによって内容が確認され、問題点は修正を求められるはずである。今更、JMの規約がおかしいと言われても、それを許可したのはMIでしょ?という話である。

MIは今回の件について次のような回答をしてきた。

JMの規約によれば、処罰に関する会議にオンブズマンが同席しなければならないという規定はない。つまり、委員会の決議は有効であるということだ。したがって過去の処罰に関する決議もすべて有効である。

(9) 2月9日運営委員会会議

会議が始まると宮ノ前委員から運営委員8名に対する会員資格停止の動議が上がった。

理由はオンブズマンへの非協力だということだ。当然、オンブズマンから何らかの指示があったのだろう。しかし、運営委員会にオンブズマンからの報告は上がっていない。

この議案はそもそも議案として成立していない。運営委員のうち8名だけを訴えることもおか しい。運営委員会にたいして処分を行うというのなら、その中の8名だけを選択するというのは 筋が通らない。

8名まとめて処分というのもロバートルールに反する。処分を求めるのなら、1人ずつ順番に、公平な事情聴取を行った上で、当事者以外の全員が会議に参加できる形でなければならない。このような手続きを踏まない議案など成立するわけがない。

運営委員8名とはRoi議長代行、宮ノ前委員を除く運営委員全員である。これでオンブズマンが どこから情報を不正入手したかがはっきりする。

本来なら、その場で直ちにオンブズマンや不正に加担した委員に対して処罰を求める動議を上げてもいいところだろう。オンブズマンの解任に関してはMIからの指示に基づいて行うことが可能となった。しかし、会員に対する十分な情報開示なしに、またクローズド会議を開催するのは運営委員会の印象がさらに悪くなる。オンブズマンを処罰するとなるとまた騒動になるだろう。運営掲示板ではオンブズマンの解任動議が審議保留になっているので、それを再開してもいいだろう。しかし、現状では会議の時間をそんなことに割くわけにもいかない。小野氏も召喚しなければならない。というわけで見送られたのだ。

その後、運営掲示板から運営委員以外を削除するという議案が上程された。その決議に基づいて現職の運営委員以外全員の削除をおこなった。オンブズマンが公式掲示板に書き込んだのはそのわずか数分後のことである。

この措置はオンブズマンの排除ではない。運営掲示板を正常化するための決議である。オンブズマンから再度参加申請があった場合には審議することになっているが、未だに申請はない。

もっとも、まともな業務を行えないどころか、これだけ規約に反する行為を行っている小野氏をオンブズマンとして認めることなどできるはずがない。その場合は直ちに解任動議に審議を進めることになるだろう。

このまま何もなければ静かに退任させようというのは、運営委員会の優しさであることを理解 して欲しい。処分者を出したいと思っているわけではないのだ。

小野氏が辞任の意向を示したのが昨年8月で、オンブズマンの任期は総会までである。総会以降、再選挙までの期間はオンブズマン不在となるため、運営委員会は補充のために指名をしなければならない。希望者は名乗りを上げて欲しい。

【4】MIとのやりとり

(1) 運営委員会から Mensa International (以下MI) に対して送った質問文①

Questions.20130131.Ver.1.1

We'd appreciate if you could answer public opinions as MI concerning the following 1 - 3.

I. Under the constitution of JM and the Allotment Rule of the Society, ExComm (NOT Ombudsman) impose a sanction.

[The Constitution of JM]

- 25. Dispute Resolution
- a) Members having a dispute with Mensa, or with another member arising out of Mensa-related activities, shall do the best in settlement and redress within the Society before taking the dispute to external authorities. Deliberate failure to do so may be considered an act inimical to Mensa.
- b) Sanctions may be imposed by ExComm on any member who commits an act inimical to Mensa, provided that a fair and impartial hearing has been made available. Such sanctions may include censure, suspension of or removal from office for a specified time, uspension of or expulsion from membership

26D. National Ombudsman

- a) The National Ombudsman is to be nominated under the same conditions as apply to ExComm Members, is to be elected by postal ballot, and is to serve for an indefinite term.
- b) Standing orders for this office are to be determined by the Allotment Rule of the Society.
- c) The National Ombudsman will receive the complete cooperation of all members of the Society. Non-cooperation with the National Ombudsman may be considered an act inimical to Mensa.
- d) The National Ombudsman must be a member in good standing of the Society

[the Allotment Rule of the Society]

3 C. Ombudsman

The National Ombudsmen have a duty of operating audit for all of ExComm directors. They can initiate their audit based on application from a member in good standing or their decision. If they engage in operating audit, they shall offer the report to ExComm after the audit. They offer the report to Mensa International or publicize the report at Annual General Meeting of JAPAN MENSA, if needed. Of course you well know, the constitution of JM meets MSCR (ASIE Appendix 30). As a law-abiding society, we ExComm have to obey the CURRENT constitution and bylaws. But ombudsman Ono announced that a sanction without involving the Ombudsman is NOT valid. He explained that his announcement was based on MI's public opinion (which seems to be a part of an answer from International Director Lars Endre Kjolstad) as follows:

"The ExComm can never impose a sanction on a member of Mensa Japan, without involving the Ombudsman. If there are exceptions, of which I know of none, it is certainly wise to involve the ombudsman anyway!".

Actually, we've decided to sanctions several times without Ombudsmen so far. Indeed, Mr. Ono has never participated in ExComm meeting until December, 2013 since he was assigned in 2007. We think that former sanctions are valid under the constitution and the bylaws. Of course we never refuse ombudsmen to participate any our meeting for their duty of operation audit. In our opinion, when an ombudsman leaves the seat in his/her own intention, it is possible to adopt any resolution including a sanction. The ombudsman was attending the meeting which determines the sanction against Hisashi Niizuma.

However, when we asked the observer for recession before we came with the vote, the ombudsman left the meeting himself. We have never ordered him to leave. He is considered to have not understood the rule well. A result announcement of the vote was made under ombudsman presence.

In this case, is the determination of the sanction by the ExComm effective?

If NOT, should we redo a vote once again?

We would like to know a definition of "involving the ombudsman". Although we are inviting the ombudsman from now on, when he resists attendance, is the determination of sanction possible for us? If NOT, what should we do in order to make a decision?

By the way, although sanction was imposed to the member without involving the ombudsman under Chair Niizuma in the past, is it an act inimical to Mensa?

II. In our opinion, Chairman Niizuma and Ombudsman Ono commit irreverent conducts against their role.

The irreverent conducts we think are following (a) - (c).

- (a) The ombudsman violated the constitution and the bylaws.
- (b) The ombudsman judged without hearing the both parties.
- (c) The chairman violated resolutions of ExComm.

Here are the facts on which our opinion is based. We describe these in time series.

(1) 2011/Dec/11

Mr. Niizuma, Mr. A (who is a member), Mr. B (who is a vice chairman of ExComm and friend of Mr. Niizuma), and some people (who are non-members) had a gathering. He damaged the membership card of Mr. A to tease him in front of them. Mr. A didn't blame him at the moment for some non-member people. He took a charge of issuing members cards so that he could commits this irreverent conduct for fun, as any officer of ExComm didn't notice of it. Actually, he never report this conducts and reissuing to ExComm.

(2) 2012 / Aug

Mr. A offered a petition to ExComm. The petition stated that the conduct of Mr. Niizuma was irreverent as the chairman.

(3) 2012/ Aug / 5 [ExComm Meeting]

We ExComm accepted the petition and decided to have a closed session for parties' privacy (according to Robert Rule). We asked both of Mr. Niizuma and Mr. A. In the result, we considered that the conduct was a kind of power harassment by the chairman. Finally we passed the resolution as follows.

- 1. Mr. Niizuma apologizes to Mr. A as the chairman.
- 2. This is recorded on the minutes.
- 3. The reconciliation is formed under 2 conditions stated above.

Mr. Niizuma and Mr. A accepted the resolution. Mr. Niizuma apologized to Mr. A as the chairman. At this time, ombudsman Ono didn't participate.

(4) After 2012/ Aug / 5

Mr. Niizuma retracted his apology, saying "I apologized to Mr. A as the individual, never as the chairman". Therefore Mr. A and we ExComm thought the reconciliation wasn't formed at all. ExComm decided vice chairman Mr. B (who had been at the gathering the conduct was committed) as a person in charge. Mr. A offered a new petition to Mr. B, but he never treated it.

(5) 2013 / Aug

Mr. A requested operation audit to ombudsman Ono because his petition had never been treated. But he did NOT reply for several months.

(6) 2013 / Nov, Dec [ExComm Meeting]

Finally Mr. One contacted to Mr. A. He rejected the request of operation audit. The reason was that Mr. A didn't explain facts in the time series. After that Mr. One reported his rejection and its reason to ExComm. Mr. A offered a new petition to other director of ExComm.

(7) 2013/ Dec /22

We ExComm accepted the petition. We asked both of Mr. Niizuma and Mr. A. Finally we passed the resolution as follows.

(Overview)

- 1. To impose one-year-suspension to Mr. Niizuma since today.
- 2. To reserve limitedly the sanction stated above 1 in the particular case of the task for ExComm until 2014 / Feb / 8. Because Mr. Niizuma has many duties, for example, the chairman, the administrator of JM's website (he only has the password), the owner of JM's office (he only has the key of the office), etc.
- 3. To prepare for us ExComm to take over his duties until 2014 / Feb / 8.
- 4. To offer apology as chairman to JM until 2014 / Jan / 21. If he offers the apology, we will consider reducing the sanction.

At the same time, members of next ExComm (as observer) participated the meeting besides the particular closed session involving the former closed one held on 2012 / Aug / 5 stated at (3). We ordered them to leave the seats until the end of the session. In addition to it, at the same time, ombudsman Ono participated the meeting. This was the first time for him to participate in ExComm Meeting since 2007 JM established. Although we NEVER ordered him to leave here, he left in the particular closed session with the observers and went to a cafe with a part of them for a pleasant chat until the end of the session.

(8) 2014/ Jan / 8

We announced the resolution of the sanction for members at BBS in JM's website members' room. We decided to publish the resolution in next monthly journal (it is going to issue on Jan 10) and prepare the article. In our opinion, it was necessary because Mr. Niizuma is in the chair.

(9) 2014/ Jan / 10

Ombudsman Ono announced his judgments as follows.

(Overview)

- 1. I order that the resolution is NOT VALID.
- 2. I order that ExComm directors MUST NOT work any job except tasks for next Annual Gathering (it is going to be held the end of Mar) and for members of next ExComm in order for taking over. The limitation doesn't apply for Mr.Niizuma and Mr. B.
- 3. I order that all members MUST NOT post concerning this sanction so far at BBS in JM's website members' room.
- 4. I order that ExComm MUST publish this judgment in the next monthly journal.

(10) 2014/ Jan / 10

Mr. Niizuma (who is the administrator of JM's website and mail server) deleted the announcement of the resolution and inserted the judgment of Ombudsman in the journal. He committed arbitrarily these without any asking to ExComm.

(11) 2014/ Jan /29

As stated above I, ombudsman Ono announced that a sanction without involving the Ombudsman is NOT valid.

III. In addition to the above, Mr. Niizuma commits other 3 serious offences.

These are VERY IMPORTANT.

Mr. Niizuma commits other 3 serious offences.

- (a) Attempted rape
- (b) Leaking answers MENSA test for examinee just after the test
- (c) Incitement to injustice election

We'd like to know as following.

- (a) If we considered that a sanction should be imposed to him, which should we do.
- 1. Deciding by only ourselves under JM's constitution
- 2. Holding extra/special gathering.
- 3. Another option
- (b) If we considered that his role supervisor should be removed, which should we do.
- 1. Deciding by only ourselves under JM's constitution
- 2. Asking NSP.
- 3. Asking MI.
- 4. Another option
- (c) If we considered that election should do again, which should we do.
- 1. Deciding by only ourselves under JM's constitution
- 2. Holding extra/special gathering.
- 3. Ordering election committee.
- 4. Another option

(2) M I 役員とのやりとり

オンブズマンが「裁定」を発表した後、運営委員会は上記の内容をMIに問い合わせることを 決定した。

当初は、運営委員会決議の有効性、オンブズマンの「裁定」、過去にオンブズマン不在で行われた処罰に関する決議の有効性についての問い合わせをおこなう予定で準備をしていた。

ところが、その間にいくつかの相談が運営委員会に持ち込まれた。その中でJMの運営委員会では判断が難しいと思われた3件についてはMIに相談しようということになった。

私はここ数年毎年IBDに参加しているので、MI役員とも顔見知りである。今回相談した役員の一人ビョルン氏(スウェーデン)は日本語も出来る人なので、まずは Skype で相談することになった。その際、運営委員5名も一緒に話をしようということになり急遽会議がおこなわれたのである。



まずは口頭で上記の件について詳しく説明をおこなった。ビョルン氏から、この問題は私一人では判断できないからMIの会議に上程したい、と言われ大急ぎで文書を英文で作成することとなった。すぐに相談を持ち込んだ会員と連絡をとり、まずは上申書を上げてもらうこととなった。上がってきた文書を、会議まで残り数時間という極めて短時間で英訳しなければならなかった。自動翻訳でベースを作り、出来あがった意味不明の文章をとにかく意味が通じるように直さねばならない。内容はすでに口頭で伝えてあるので、文書の体裁にこだわっている場合ではなかったのだ。

文書は私が代表してラルス氏に送ることとなった。ラルス氏(ノルウェー)は小規模ナショナルメンサの担当者であり、今回のケースの窓口である。MIからの公式文書はすべてラルス氏が窓口となっている。



(3) 運営委員会から Mensa International(以下M I) に対して送った質問文②

Questions.20130131.Ver.1.1 IIIc

この文書は会員からの上申書3件について英訳したものである。これについては日本語の文書がもとになっているので、そちらを紹介しよう。3件はすべて異なる会員からの上申である。

(a)女性会員への猥褻行為

この上申書の内容は女性会員のプライバシーに関する問題があるため、そのまま掲載すること はできない。そこでその一部を要約したものを紹介する。

ある公式イベントのあと、数人のメンバーとともに女性会員は新妻氏の宿泊するホテルの部屋 で飲んでいた。その後、事件は起こった。

飲み会は解散となり、各メンバーは新妻氏の部屋を後にした。女性会員も彼らと一緒に部屋を 出たが、帰る途中に携帯電話がないことに気付いた。彼女はホテルのフロントから新妻氏に連絡 し、携帯電話がないか尋ねた。新妻氏は見あたらないので、部屋まで探しにくるように彼女に言 った。

悪夢が起こったのは、彼女が新妻氏の部屋に入った直後のことだった。

新妻氏は彼女が部屋に入るなり、いきなり彼女を無理やりベッドの上に押し倒し、……(略) ……。

(以下略)

彼女は過去に新妻氏が他の女性に対しても同様の事をおこなったという話を聞いていた。そしてその被害者のうち何人かはすでに MENSA を退会している。このような人物が会の代表者であることは会員にとって不利益であり、また、その立場を利用してこれ以上の被害者を増やすことがあってはならないという思いから、この報告を決意したのだ。

このようなケースに対してJMの運営委員会で審議することは難しい。警察に届け出て下さいというしかないのだ。今回のケースでは本人の強い希望によりMIへの報告を行うこととなった。したがって運営委員会ではこの件に関してはMIへ報告するのみで、新妻氏への事情聴取や審議は一切おこなわずその判断をMIに委ねた。

今までこのような話は非公式であるが何件も聞いている。いずれも本人が警察に訴える以外に 対処する方法はない。運営委員会としても対応策がないのが現状である。その話が真実であるか どうかも確認するすべがない。

MIからの回答もまた、このケースについては日本の法律に関する問題であるからコメントは 控えるというものであった。

(b) 新妻議長に関する報告

この報告書は【ケース1】の部分のみMIに報告したが、報告者の希望もあり全文を掲載する。ただし、一部は 伏字にした。

平成26 年1 月30 日

新妻議長に関する報告

JAPAN MENSA 運営委員会御中

これまでの新妻議長との交流の中に、議長という立場に相応しくない行為がいくつかありましたので、適切な 処分を求めるため、ここにご報告いたします。

【ケース1】

2011 年1月23 日 京都商工会議所 3階 第二会議室 にて、私はJAPAN MENSA の入会テストを受けました。 テスト終了後、受験者達が帰る支度をしていました。受験者の半分ほどが部屋を出て行ったころ、私も帰り支度 が整い立ち上がると、ふと新妻議長と目があいました。

新妻議長が、「テストはどうでしたか。」と声をかけてこられたので、「楽しかったです。」と答えると、少 し目を丸くされ、「ほう、楽しかった。」と、意外そうに反応されました。

そして、私が「でも、1問だけ手間取った問題がありました。」と言うと、新妻議長は「ああ、最後の問題でしょ。」と答えられました。以下、やりとりです。

私 「いえ、最後のではありません。最後のはわかりました。」

新妻議長 「え、本当? だいたい、みんな最後のがわからないんだよね。ちなみに答え、どれだと思ったの?」 私の隣の席でテストを受けていた男性が、その時まだ片付けをしていたと記憶しています。その男性は、このやりとりを聞いていたと思います。(この男性を覚えていないので、この後、この男性が入会されたかどうかはわかりません。)

私 「○ (←答えのアルファベット) です。」

新妻議長 「正解! ちなみに、それだと判断した理由は?」

私 「□□□□□ (←理由の説明)です。」

新妻議長 「その通り! じゃあ、手間取ったのは何番?」

私 「△番の問題です。□□□□□だと考え、答えは○にしました。」

新妻議長 「それも合ってるね。」

そのころには、部屋にはもう新妻議長と私以外は誰もいなかったと記憶しています。

新妻議長 「2週間後に大阪で委員会があるんだけれど、前日の土曜日の夜に食事会があって役員たちも来るから、来たらいいよ。もうすぐ参加申し込み締め切りだから、僕が人数に入れておくよ。」

私 「でも、今日のテストの合格通知が来ないと……。」

新妻議長 「それまでには結果出ているから大丈夫。おいでよ。」

私 「いえ,不合格かもしれないですし,そうすると無理ですよね。」

新妻議長 「じゃあちょっと見てみよう。」

新妻議長はテストの解答用紙の束から私の解答用紙を探し、その場で目を通されました。

新妻議長 「うん。大丈夫。合格している。じゃあ,土曜日,おいでね。」

私 「ちょっとスケジュールがわからないので、またお返事します。」

新妻議長 「そうお? じゃあ、合格通知と共に食事会の案内メールも届くから、来れるならすぐに参加の返事送るんだよ。ところで今、時間ある? 今からランチ食べるんだけれど、もしまだだったら一緒にどう?」

この時、まだメンサのことをよく知らないとはいえ、テストの答えを言ったり、議長が合格判定したり、なんだかおかしいなとは感じていましたが、特に気にもしませんでした。その会議所の建物の1階か2階だったかで一緒に昼食を食べました。そこでは、新妻議長は、メンサの楽しい活動や、メンサンたちの特徴などについて、興味深いお話をたくさん聞かせてくださいました。そして、昼食の代金を出してくださいました。それから、新妻議長に、そのあとの予定を聞かれました。

私はこのあとは友達と会う約束をしており、午後7時には、新幹線に乗る友達を烏丸まで送っていく予定だということを話すと、新妻議長もこのあと仕事があるが、夜に身があくので、7時頃に烏丸あたりでもう一度会って、食事をしようと誘ってくださいました。

もちろん, 私にとっては「あのメンサの議長」という思いがありましたので, 大変光栄なことだと喜び, お誘いを受けました。

午後7時頃,四条烏丸で待ち合わせ,新妻議長いわく,「ワインの美味しい,おすすめのお店」(どこのお店か失念しましたが,先斗町の「隠家(なばりや)」だった気がします)に移動しました。赤ワインをボトルでオーダーされました。

新妻議長は、自分は人の名前を覚えるのが苦手だから私の写真を撮らせてほしい(その写真に私の名前を入力 して携帯に保存するとのこと)と言い、携帯で私の顔を撮影なさいました。

それをきっかけに、携帯にはいろんなメンサンの写真を入れていると言って、それらを見せてくださいました。 それから、今日のテストの受験者たちの、受験会場で撮影した顔写真も見せてくださいました。そして、その写真の中のとあるひとりの男性について、新妻議長 「この人は、1度落ちて、2度目の受験者。」

新妻議長 「今日のテストで、問題冊子の色が違う人がいたでしょ? あれ、2度目ってことだよ。」などと話されました。私は、これは聞いてはいけないことを聞いていると察し、お昼にテストの答えや私の合格を教えてくれたこともあわせ、少し新妻議長に対して、不信感を抱き始めました。他の受験者のプライバシーが守られていないのは、明らかに変です。

こんなことも話されました。自分は長野にいるが、テスト監督はほとんど自分がこなすので全国のテストに出向かなければいけないから大変、これからは京都のテストは●●●(私のこと。ハンドルネームを聞かれ、「●●●」だと答えると、既に親しげに「●●●」と呼んでおられました。)にやってもらおうかな、と。冗談かなと思いつつ、そんなことは無理だと答えると、大丈夫、簡単だから、すぐに出来るよ、●●●ならすぐなれる、と言われました。

あと、話しの随所随所で、「それにしてもかわいいね~」「●●●はかわいいね~」「ほんとかわいいね~」というセリフを何度も発せられました。まだワインをそれほど飲んでおられず酔っ払っているふうでもない段階からそれを言っておられ、頬杖をついて私の顔をじっと見つめたりされるので、私は、異変を感じました。

議長という立場にある人が一受験者にこんなことをさらりと言う、私は「ありえない」と思うと同時に、しらふのうちから、このようなセリフを初対面の人間にためらいもせずに言う様子に、「この人は手馴れている」とも感じました。また、私自身、自分がとりたてて美人であるとはいえないと自覚しているので、新妻議長のこの態度は、「私だから」というのではなく、どんな女性にもこうなのだろうと感じました。

ワインをもっと飲むようにとの催促も頻繁にされました。ちょっと飲むと、すぐに継ぎ足され、飲め飲めとすすめられました。新妻議長が飲むよりも早いピッチで私が飲む状態になっていました。私は、一連の議長らしからぬ新妻氏の振る舞いに危険を感じ、絶対に酔わないように警戒していました。幸い、もともと私はお酒には強いところへ、警戒もしていたので精神面でも揺るがず、議長にすすめられるままに飲んでいても全く酔いませんでした。

新妻議長は、最初は「もっと飲んで」とすすめては私の飲むようすを見ていらっしゃったのですが、だんだん「酔わないねえ」「強いねえ」「あれぇ、ぜんぜん酔わないねえ」とおっしゃるようになってきました。やはり私のことを酔わせたいのだ、と感じました。

精神的にはしっかりして全く酔ってはいませんでしたが頬が赤くなってきたころ、新妻議長は、自分の宿泊しているホテルにおいでと誘ってこられました。お断りしましたが、泊まるように説得されました。新妻議長いわく、メンサではそれが当たり前だとのこと。メンサの女の子はみんな、新妻議長の泊まっているホテルの部屋に「泊まらせて」と入り込んできて、ざこ寝することもザラだ、とのこと。だから平気だよ、とのこと。お店から出ても、宿泊ホテルへ来るよう誘われ続けました。しかし、私は何か理由をつけ(どんな理由をつけたか失念しました。)、帰ると押し通しました。「来ないのお? 残念だなあ。本当に来ないのお?」と、最後までしつこかったですが、新妻議長とは路上でお別れし、電車で帰宅いたしました。

メンサはしっかりした信頼の出来る団体だと思っていましたので、この日の議長の振る舞いには非常に驚くと 共に、メンサに怪しさを感じるようにもなりました。

2日後の朝に、合格通知のメールがきました。しかし、この議長の振る舞いが原因で、私はメンサに入会する のを躊躇しました。

そこで、入会しないまま2月5日の新人会員オリエンテーションとその後の食事会に出席し、様子を見て考えることにしました。新人オリエンテーションも食事会も、非常に楽しかったです。しかし、やはり、テスト日の新妻議長の言動が、議長という立場にある人間として、私にとっては常識を逸脱したものであり、その印象があまりにも強かったため、入会はしないことにしました。

ちなみに、相談する形で、この日の議長のようすを、2人の知人(どちらも非メンサ会員かつ未受験者)に軽く話しています。やはり知人も「それはおかしい」「やめておいたほうがいい」という意見でしたので、私はメンサには入会しないことにしました。

それほど、新妻議長の行いは、新妻議長その人の信頼だけでなく、メンサの信頼自体も失わせるものでした。おかしな団体ではないか、という思いがありました。

- ※ (ちなみに、それからの約半年後の2011 年7月末に、私は、結局は入会していますが、それは、私の大好きなタレントの宇治原さんがメンサに入会したことによります。)
- ※(入会してしばらくして、何の時だったかは失念しましたが、新妻議長に、「●●●がなかなか入会しなかったのは、僕のせい?」と聞かれたことがあります。

「いいえ? なぜ?」とその場はとぼけましたが、新妻議長にも自覚はあったのだなあと考えます。)

【ケース2】

2011 年11 月5日 京都市の「大谷婦人会館会議室」にて、入会テストが実施されました。そのテストの監督者は新妻議長でしたが、新妻議長と私はその入会テスト前に京都駅付近で昼食を一緒に食べる約束を事前にしていました。当初の予定では、昼食のあと、新妻議長は入会テストの監督に赴き、私はどこかで時間をつぶす(その日、テストの後には大谷婦人会館会議室で関西例会準備会があり、私はそれに出席する予定でしたので、それまで時間をどこかでつぶす)つもりだったのですが、当日、昼食後、新妻議長が、「一緒においでよ。入会テスト、手伝ってくれたらいいよ」とおっしゃいました。テスト会場に着いて、机や椅子を並べたりするのを手伝ったぐらいで、大したことはしていません。テスト開始時刻になり、新妻議長に言われたとおりに、テスト中は議長の横に座っておりました。新妻議長はノートパソコンで、何か作業をしていらっしゃいましたが、私は何もすることがなく、ただじっと座っているだけでおりましたら、新妻議長が、私に気を遣ってか、小さな声で話しかけてこられ、パソコンの画面を見せてくださったりしました。

その後、関西例会準備会のために早めに到着したメンサンが間違ってテスト中に部屋に入ってこないよう、私は案内役として部屋の入り口へ移動しました。

【ケース3】

2012 年3月17 日,愛知県名古屋市にて、リバーシ大会終了後,総会前夜の食事会に午後6時以降参加いたしました。食事会が終わり、みんなが一斉にお店を出る際のことです。店内で私が唇に荒れ止めのリップクリームを塗っていると、新妻議長が近づいてきて、「●●●、それ貸して。僕にも塗らせて。」とおっしゃいました。私は、唇に直に触れるものを他人に、しかも男性に貸すのは気持ちが悪いので、「それはいや。」と断りました。すると、「なんで? みんな貸してくれるよ? いいじゃん貸してよ。」と言って、催促されました。再度、「私はいやだから。」と断りました。それでも、「なんで~、貸してよ~。」と、私の手からリップを取ろうとなさったので、私がすかさず新妻議長の手をよけてリップを隠すと、新妻議長は「じゃあ、ここからもらっちゃおう。」と言って、ご自分の指を私の唇にあて、ぬぐうようにして私の唇からリップを取り、それをご自分の唇になすりつけておられました。ゾッとして、鳥肌が立ちました。

その後、メンサンらはいくつかのグループに分かれて2次会へ移動しました。私は、新妻議長とは違うグループの2次会へ行きました。

私の参加したグループの2次会が終わったあと、友人のメンサンに連絡を取りたいと思いました。私は彼女とは 1次会(食事会)で一緒にいたのですが、2次会では彼女は新妻議長と同じグループに行ったので、私とは別行動になったのです。その彼女に連絡を取りたいと思ったのですが、あいにく彼女と連絡が取れず(彼女が3次会の地下店舗にいて電波が通じにくかったためだということが、後で判明)、そこで、彼女と一緒にいると思われる新妻議長の携帯にかけてみることにしました。ところが、新妻議長は出て来られませんでした。そこで、もう一度友人のほうにかけてみると、今度はつながり、私は彼女のいる3次会へ合流することになりました。そこへ、新妻議長が、私からの着信履歴を見て、折り返し電話をかけてこられました。電話に出ますと、新妻議長は、3次会へは行かず、ご自身の宿泊されているホテルに帰っておられるとのことでした。私は、新妻議長に電話をした理由と、しかし友人と連絡がとれて問題は解決したことを告げました。私は、新妻議長と必要な会話も済んだので、お礼を言って切ろうとしましたら、

新妻議長は,「もう○○(友人)はいいじゃん,●●●,こっちおいでよ。」とおっしゃいました。

私 「誰かみなさんと一緒におられるんですか?」

新妻議長 「いや、僕ひとりだよ。」

私 「じゃあ、行かないです。」

新妻議長 「なんで? おいでよ~。僕の横で寝たらいいじゃん。」

私 「は? 何言ってんですか?」

というやりとりになりました。

私は、【ケース1】で書いたようなテスト日の体験もあり、メンサ入会後、他の会員たちからも新妻議長のセクハラのうわさをいくらか耳にしておりましたので、この時のこの新妻議長の態度に、特に驚きはしませんでした。電話での上記のようなやり取りがずっと続くので、以下、この時の新妻議長の発言だけまとめます。

「なんで~? 僕さみしいじゃ~ん」「今すぐおいでよ~」「さみしいよ~, ●●●~」「抱きしめてあげるからさ~」「僕の腕枕で寝たらいいじゃ~ん」

私はそれまで、新妻議長に対して思わせぶりな態度をとったことは一切ないです。新妻議長は気さくな方で、確かに、親しく交流させていただくことも結構ありました。しかし、こういうセクハラ的な言動には私は拒否の姿勢をちゃんと示してきていたので、そんな私に対しての新妻議長のこれらの発言は、余りにも軽すぎると感じました。女性を見たら、誰かれ構わず、こんなことを言っているのか、と思わざるを得ません。また、翌日に総会を控えた議長の言動とも思えません。

【ケース4】

2012 年8月5日,大阪市の「クレオ大阪」にて,運営委員会会議に私がオブザーバーとして出席した際,最後の議題は,会員Aさんが運営委員会に提出した上申書(議長に謝罪を要求する上申書=今回の議長告発の発端となったもの)の審議でした。ただ,会議がこの件の審議へと移った時,これはクローズド案件だということで,オブザーバーである私は会議室の外で待機ということになりました。この日のオブザーバーは私だけでした。

しばらくすると、会員Aさんと新妻議長も会議室を退出ということで、ふたりはかわりばんこに外に出てこられました。

はじめ、私とAさんとが会議室の外の休憩スペースで待機していましたが、私はAさんの座っている長椅子とは離れた別の長椅子にひとりで座っていました。そうしているうちに、新妻議長が退出してこられ、新妻議長は私の座っている長椅子に、私の横へ腰掛けられました。しばし、その休憩スペースには新妻議長とAさんと私がいる状態でAさんだけが離れたところに座っていらっしゃり、新妻議長と私は談笑しておりました。新妻議長は、私にクイズを出したりして、楽しませてくださっていました。そのうち、Aさんだけが呼ばれ、会議室の中へ入っていかれました。休憩スペースに、私と新妻議長の2人になりました。新妻議長が舌打ちをして「まいったよもう。」とつぶやかれました。議長抜きで審議しているという異例の事態であることもあって、私はつい、「どうしたんですか?」と、クローズド案件なのに、尋ねてしまいました。しかし、それに対して、新妻議長も答えてしまわれました。

決して私はしつこく聞いたわけでも、問いただしたわけでもなく、さらっとひとこと「どうしたんですか?」と発してしまっただけなのですが、新妻議長は「ナイショだけれどね、」と言って、とある飲み会の席でAさんにちょっとしたイタズラをしたら、なぜかAさんが真剣に怒って議長に抗議している、という趣旨のことを私に話されました。

そして、Aさんのことを、おかしなやつだよね、ホント何言ってんだろね、わけのわからないやつだ、何を大けさに言ってんだろね、と話し、たまったもんじゃないね、こんなのやってられるかっちゅうの、ああもうヤダヤダ、こんなことで時間とるなっちゅーの、しかもさぁ去年の話だよ? なんだよ今更、などとボヤいておられました。

随所随所で、私に「 a_{λ} ?」とか、「そう思わな \sim い?」と振ってこられ、私にはよくわからないのですが、とりあえず新妻議長のおっしゃることに対して「そうですね」と相槌を打っておりました。ただ、このことを振り返って、今、「やはりあの時、お立場上、私のような無関係の者に話すべき内容でなかったのではないか」と思っております。

【ケース5】

2013 年3月,クイズ作成料の金額変更におけるトラブルがありました。トラブルの内容は,ある企業から JAPAN MENSA に依頼されたクイズ作成に私も応募し,私の考えたクイズが採用される運びとなったのですが,当初,支払われると説明を受けていた謝礼金が,臨時の運営委員会にて,謝礼金の取り扱いを変更し,現在動いている案件も一切支払われないことに突然決定したとのことで,他会員も数名,他企業のクイズ作成で同じ処理をされることになり,そのうちの一会員が運営委員に抗議した,というものでした。

その際, 一会員さんの対応に困った新妻議長は, 私の携帯に連絡してこられ, 「●●●から運営委員へ, 『私は謝礼金はいらない』という意見を言ってほしい」と頼まれました。

新妻議長は「●●●は謝礼金ほしいの?」「今回は謝礼金はあきらめて。そのかわり、京都の高級料亭でおごるから。どれだけ食べてもいいから。」など、買収めいたことをおっしゃっていましたが、そもそも私はクイズ担当の山下さんにも「ショックだが運営委員会で決まったことなら従うしか仕方がない」と申しておりましたとおり、今回の謝礼金が〇円に変更になったという決定は受け入れておりました。そのことを新妻議長に伝えたところ、「ありがとう、京都でおごるからね」と言われました。

でも、それ(委員会の決定を受け入れる意志)を担当の山下さんに伝えただけで十分だと考える私は、私の名前でわざわざ運営委員会へ意見として提出する、というのはお断りしました。Aさんに対抗するようでそれは私の意図ではありませんし、要らぬトラブルに巻き込まれるのも嫌ですし、それに、委員会の決定をしぶしぶ受け入れているのであって、両手をあげて受け入れているわけではないため、新妻議長の考えにまるまる賛同はできなかったからです。

そんな私に、新妻議長は、自分の立場をわかってほしいというなお嘆きといいますか、個人的な内部事情を話し出されました。

それは、自分はAさんに何かというと目の敵にされていて、山下さんと自分はよく対立し、自分は山下さんにも目の敵にされていて、利害関係の一致したAさんと山下さんが今回つるんで息巻いている、という内容、それから、山下さんの悪口でした(具体的には失念しましたが、山下さんが、クイズ担当として、自分に都合のいいようにクイズ案件を操作している、というような内容だったと記憶しています)。本当にしろそうでないにしろ、私に言われても、非常に困ります。私はただの一会員で、こういう運営委員会のドロドロした事情は、聞かされても、板挟みになり、困るだけなのです。役員が役員の悪口を一般会員に聞かせるのは良くないと思います。

これまで、私は運営委員会の内情に首をつっこんだこともありませんし、意見したこともありませんから、人間関係などの深い事情を何も知らないので、こういった相談に乗れる立場でもありません。また、新妻氏が議長というお立場であることを考えると、こんなことを聞かされるだけで、私にはプレッシャーです。ほとんど運営委員会に無頓着な一会員に、議長の立場の人間がここまでのことを言っていいのか、疑問に思います。私は、板挟みになったり、これ以上やっかいなことに巻き込まれたり、ややこしいとばっちりを受けたりするのを避けるため、どちらにもつかない中立の立場を維持し通すため、運営委員会への正式な文書として、私の正直な思いを綴った意見書を提出いたしました。

-*-*-*-*-*-*

私は、セクハラにおいては充分に警戒していたこともあり、その面においての被害はほとんどありません。ですので、新妻氏とは、私は良好な関係を築けていたほうです。いろいろ問題のある人ですが、そこに目をつぶれば、大変楽しい人であり、また知的好奇心と刺激を与えてくださる人であります。これまでも、新妻氏のおかげで楽しく有意義な時間がたくさん得られたのも事実です。

……ただ、新妻議長の問題行動は、目をつぶれる問題ではなく、今回、このように、楽しい時を共に過ごした新妻氏を私が告発することに至ったことは、まことに残念です。私の場合はセクハラ問題は、うわさで耳に入ってくる他の方のケースに比べて非常に軽いため、これまで、他のメンサンに話したこともありました。しかし、セクハラ問題以外のここに書いた全ての問題(守秘義務系の問題)については、これまで、誰ひとりとして話してきませんでした。

これを口外すると、それは新妻氏を議長の座から追いやる効力を持つのではないか、と思うと、これは言ってはいけないのではないか、と思い、また、へたに中途半端に報告すると自分の身に不利益がふりかかってくるのでは、とも思い、これまで口にすることが出来ませんでした。

しかし、Aさんが上申書を提出したことにより、今、私も報告すべき時なのだと思いました。

私の中立の立場を貫くためにも、JAPAN MENSA のためにも、新妻氏のためにも、ここで私の知っていることを勇気を持って公表し、みなさまのご判断を仰ぎたいと思います。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

入会テストの解答漏えいは非常に大きな問題である。MI規約によれば、入会テストに関する不正はナショナルメンサへの処罰の理由にもなりうる重大な違反である。しかし、それはJMの取り扱うべき問題ではないため、これもMIへの報告のみで運営委員会での審議はおこなっていない。

MI はこれについて、入会テストに関する問題はNSPの問題であるとし、JMの処分に関しては触れていない。

NSPとはNational Supervisory Psychologistのことである。新妻氏はテスト監督者であるが、テスト監督者はNSPによって任命される。

NSPに関する情報は規約により運営委員以外には漏らしてはならないことになっているのでこれ以上の事は言えない。

現在、運営委員会が抱えている問題は現段階では公開できないが、場合によってはJM存続どころか、もっと大きな問題を引き起こしかねない極めて重大な問題を含んでいる。

※ クイズ作成等に関しては、謝礼金の30%をJAPAN MENSAが受け取ることになっている。しかし、最近クイズ作成の謝礼金の額が大きくなってきたことから問題視されていた。新妻氏は山下委員のやり方が気にいらず、不正さえも疑っていたようだ。そのような話を聞いたという会員からの報告が上がっている。山下委員がクイズ担当になるまではすべての権利を新妻氏が握っていたという背景もある。そして運営委員会会議で今後クイズの謝礼金は受け取らないという議案が採択されたときの出来事であった。ちなみにこの件のクイズ作成は依頼した企業側の不祥事により契約には至っていない。

(c) JAPAN MENSA 2014・2015年度役職者選挙における不正行為教唆の件

JAPAN MENSA 2014・2015年度役職者選挙における不正行為教唆の件

JAPANMENSA運営委員会 御中

平成26年1月31日 会員番号 1100571 佐藤 加津美

2013年8月26日(月)京都・祇園において、新妻比佐志氏主催によるお食事会が開催されました。そこでの新妻氏による私(佐藤加津美)への選挙における不正行為教唆についてご報告させていただきます。

私は食事会後の飲み歩きの後半から参加しました。二軒目のトランプを使ったマジックバーで1杯飲んだ後、新妻氏と私以外は最終電車がなくなるということで全員が店を出ました。その後、新妻氏と私は音羽寿司祇園店に入り、カウンターに座りながら談笑し始めました。しばらくして、選挙の話になりました。(二人は酔ってはいませんでした)

そこで新妻氏は私に、立候補届を財務と総務の2通提出するように持ちかけました。それが何を意味するか私はすぐに理解しました。選挙立候補における不正行為です。しかし、その時は私が正式に1通のみ立候補届を提出すれば、選挙管理委員会が公平・公正に選挙を行ってくれるものと信じていました。もちろん、私は新妻氏の申し出を拒否し、財務にのみ立候補しました。

以下が会話の内容です。

新妻氏:「立候補届を出した?」

佐藤 : 「まだです」 新妻氏: 「総務で出てよ」 佐藤 : 「どうしてですか?」

新妻氏:「〇〇さん財務で出るから」

佐藤 : 「(私は納得できず) まだ、財務か総務のどちらで出るか決めていません」

新妻氏:「じゃあ。両方出してよ」 佐藤 :「どういうことですか?」

新妻氏:「立候補届を財務と総務の2通出してよ」

佐藤 : 「そんなことしたら、駄目じゃないですか。それは違法だから私の立候補を受け付けてもらえなくな

りますよ」

新妻氏:「大丈夫だよ」 佐藤 : 「なぜですか?」

新妻氏:「立候補届の封筒の中身を外からわかるようにしておいて。 財務か総務かわかるようにしておいてく

れればいいから」

佐藤 : 「そんなことできません。どちらで出すかは後で決めます」

新妻氏:「そうかぁ」

その後、選挙が行われ私は落選しましたが、選挙が公平・公正に行われたと信じ、疑いもしませんでした。 そして選挙関係の経費精算等のために、2013年12月30日に選挙管理委員長の藤野佑樹氏と運営委員の柄谷氏 と山下氏と私の4人でSkypeにて話をしました。

そこで、

- 選挙管理委員の藤野・北川貴啓の両氏は開票日(2013年12月1日)に初めて事務局に行ったこと (もう一人の選管委員は諸事情により今回の選挙には一切携わっていない)
- 選挙管理委員が立候補届を直接確認していないこと、
- 開票までのほとんどの作業を、新妻氏の会社内にあるJAPANMENSAの事務局で選挙管理委員以外のものが 行っていたこと

(投票用紙入りの封筒・有権者名簿は開票当日に新妻氏から選挙管理委員会に渡された)

● 一連の作業をだれが行ったか選挙管理委員会が把握していなかったこと

などが判明しました。

この時点で私は、今回の選挙の正当性に大きな疑問・疑惑を持ちました。

運営委員会に報告しようと思いましたが、議長である新妻氏が大きく関与して、落選した身では正当に扱ってもらえないかと思い報告するかどうか悩んでいました。また、オンブズマンに報告しようかと考えましたが、会員証破損の件でのオンブズマンの立ち振る舞いを見る限り、こちらも適正に対応されない可能性があるので、今回このような形でご報告させていただくこととなりました。

選挙はJAPANMENSAを運営する上で、大変重要な意味を持ちます。

このように経緯で行われるべきではないと考えます。

よって、新妻氏および選挙管理委員会に事実確認を行い、立候補届・投票用紙等の関係書類を確認の上、適切なご対応をお願いしたく、以上、ここにご報告させていただきます。

宜しくお願い致します。

この件に関して、立候補届を2通出すという行為が実際に行われたわけではない。あくまでも 教唆があっただけにすぎない。それに対して再選挙はおかしいという一部の会員からの意見もあ るようだが、そんなことはMIの委員会でもわかっている話である。

恐らく問題となったのは選挙管理委員会の問題であろうと推測できる。これについても一部の会員からは疑わしきは罰せずなどという意見も出ている。しかし、不正と呼ぶには相応しくないかもしれないが、決して公平な選挙と呼べないのも事実である。これに関しては議論するつもりはない。おそらく運営委員会としての見解を出すこともないだろう。再選挙の判断を下したのはMIの委員会であり、運営委員会としてはその指示に従うしかない。

(4) MIからの回答

MIの窓口であるラルス氏には私からメールを送ることとなった。運営委員会のメールはすべて新妻氏のサーバーを経由するため、内容をすべて見られてしまうからである。

私宛ての返信は下記のもので、JAPAN MENSA宛ての公式文書が添付されていた。

Mensa Japan, Masato Karatani-san

With reference to questions posted to ExComm (Questions.20130131.Ver.1.1) and the situation in Japan Mensa, ExComm hereby provides their advice.

Please forward to ExComm, Ombudsman, Election Committee, Hisashi Niizuma

DECISIONS are attached in «MIL ExComm answer to Japan Mensa 07022014».

Also, MIL ExComm has COMMENTS as follows:

- We are not commenting on allegations that belongs to the country of Japan's civil or criminal Law.
- It is stated in your letter, that ombudsman Ono announced that a sanction without involving the Ombudsman is not valid. This is not correct. It is based on a quote from Mr Kjølstad in a dialogue with mr Ono that «The MENSA INTERNATIONAL ExComm can never impose a sanction on a REGULAR member of Mensa Japan, without involving the Ombudsman». Japan Mensa's ExComm has the authority under section 25 of Japan Mensa's constitution to sanction members without the involvement of Japan Mensa's Ombudsman. The attempts he made to overturn the sanction are not valid.
- Should Japan Mensa need assistance in supervising forthcoming elections, the International Ombudsman, the International Election Committee or Director Smaller National Mensas Mr Lars Endre Kjølstad may be able to assist. Please ask via DSNM Mr Kjølstad.

Best regards

for ExComm

Lars Endre Kjølstad

International Director Smaller National Mensas

The International Organization Mensa

Mensa Ltd.

- 我々は、民事・刑事を問わず日本国の法令に関する申し立てにはコメントしません。
- あなたの手紙には「オンブズマンは,自らが関与していない制裁は無効であると宣告した」と述べられていました。これは誤っています。その宣告は,ラルス氏と小野氏との対話の中で,ラルス氏からの回答の中で「メンサ・インターナショナル ExComm は,JAPAN MENSA の一般会員に対して,オンブズマンが関与せずに制裁を科すことはできない」と述べられたことに基づいています。JAPAN MENSA の運営委員会は,基本規約 25 のもと、オンブズマンの関与なしに制裁を科す権限を有しています。この制裁を覆そうとする小野氏の試み(裁定)は無効です。
- JAPAN MENSA が来るべき選挙の監督に関し援助が必要であるなら、MI のオンブズマン、MI の選挙管理委員会、 DSNM(スモール・ナショナル・メンサ担当役員)のラルス氏は援助する用意があります。どうぞ遠慮なく DSNM を通してご依頼ください。

MIの委員会からの公式文書

To Japan Mensa, Hisashi Niizuma, ExComm, Ombudsman, Election Committee

With direct reference to «Questions.20130131.Ver.1.1» posted to Mensa International ExComm by Japan Mensa via Masato Karatani (member of the Board and contact person).

Moved to Mensa International ExComm and decided that:

a) Mensa International ExComm considers that Japan Mensa should, as soon as possible, arrange a new election. Japan Mensa's Board/ExComm shall oversee and safeguard that the Election Committee runs a proper election process run in accordance with section 26b of Japan Mensa's constitution; in particular, the Election Supervisor and Election Committee should be in charge of the election, and nobody, including Board members, should be able to intervene with the ballots. All elections, ordinary or extraordinary, shall run according to the national constitution, and if any members feels that a proper election process is prohibited, he/she can call for extra safeguards to be put in place, so that doubt or risk are removed. The election process shall be transparent and it shall be clear that voters are not unduly pressured and the votes are counted and presented truthfully without reason for doubt.

Mensa International ExComm also supports that Japan Mensa's Board/ExComm may, by majority vote, choose to impose temporary suspension of an officer until the election date under section 25 of Japan Mensa's constitution. This can be done without Japan Mensa's Ombudsman's consent, as section 25 of Japan Mensa's constitution does not give the Ombudsman a role in the sanctioning process. Failure to accept this advice from Japan Mensa's Chairman, its Board, its Ombudsman, or its Election Committee will automatically bring the issue to the Mensa International Board of Directors. In that case, de-recognition of Japan Mensa is a potential outcome.

- b) Mensa International ExComm considers all questions relating to national testing process and procedure to be matters for the National Supervisory Psychologist of Japan Mensa, who can consult the International Supervisory Psychologist of Mensa International if needed.
- c) Mensa International ExComm considers all elections, ordinary or extraordinary shall run according to the national constitution, and if any members feels that a proper election process is prohibited, he/she can call for extra safeguards to be put in place, so that doubt or risk are removed. The election process shall be transparent and it shall be clear that voters are not unduly pressurized and the votes are counted and presented truthfully without reason for doubt.

 07. feb. 2014

Mensa International ExComm

a) MIの委員会は、JAPAN MENSAが、できるだけ早く再選挙を行うべきであると考える。JAPAN MENSA運営委員会は、選挙管理委員会がJM基本規約26Bに従って適切な選挙が行われることを監督し、保護すること。選挙管理委員長と選挙管理委員会が選挙を担当しなければならない。特に、選挙管理委員会以外の誰も、(運営委員であっても)投票に介入することができてはならない。

定期選挙・臨時選挙とも、各国の基本規約に従って行われなければならず、いかなる会員であれ、会員が適正 な選挙が阻害されていると感じるならば、当該会員は、追加的な保護が施されるよう請求することができるもの と考える。選挙プロセスは透明なものでなければならず、投票者が不当な圧力を受けておらず、開票およびその 結果発表は、疑いようのないよう公正に行われなければならない。

MIの委員会は、JM基本規約25に基づきJM運営委員会が決議(賛成多数)によってJMの役員を選挙期日まで職務停止にすることを支持する。この決議はJM基本規約25では処罰に関する審議においてオンブズマンの役割が記載されていないため、オンブズマン抜きでおこなうことが出来る。

JMの議長、委員会、オンブズマン、選挙管理委員会がこの助言を受け入れない場合は、この問題は自動的に IBD (国際評議会) に上程される。その場合、JMの承認取り消しの可能性がある。

- b) MIの委員会としては、入会試験プロセス・手続に関係するあらゆる問題は、JAPAN MENSAのNational Supervisory Psychologist (NSP) の問題であると考える。なお、JAPAN MENSAのNSPは、メンサ・インターナショナルの International Supervisory Psychologist (ISP) に相談することができる。
- c) MIの委員会としては、定期選挙・臨時選挙とも、各国の基本規約に従って行われなければならず、いかなる会員であれ、会員が適正な選挙が阻害されていると感じるならば、当該会員は、追加的な保護が施されるよう請求することができるものと考える。選挙は透明なものでなければならず、投票者が不当な圧力を受けておらず、開票およびその結果発表は、疑いようのないよう公正に行われなければならない。

2014年2月7日メンサ・インターナショナルExComm

% $a)\sim c)$ の項目は運営委員会からの質問 $(a)\sim (c)$ に対応しているわけではない。

M I 役員のビョルン氏に、新妻氏への処分について尋ねたところ、M I が議長に対して処分をおこなうことはないということであった。M I がおこなう処分はナショナルメンサに対しての処分であり、それは降格あるいは承認取り消し、つまりは解散であるということだ。

今回の件の上程にあたり、JM運営委員会のメンバー5名(有効得票数の過半数)が会議に参加したことが重要な意味を持っている。我々の意見がJMを代表する意見であるということなのだ。最後にビョルン氏から確認されたことは、「誰か議長に立候補する人はいますか」ということであった。その一言が意味することをよく考えなければならない。

(5) M I へ再度問い合わせ

2014年2月23日 渉外担当牧田委員よりラルス氏へのメール

Thank you for your answer to confirmation and the question about the resolution of us, JAPAN MENSA ExComm.

We referred your answer in "the briefing session of ExComm's resolution" at 8/2/2014 and "ExComm Meeting" of 9/2/2014, and then enforcement of the new election was decided.

We are pushing forward various preparations to carry out about the new election as soon as possible.

About the new election, I'd like to confirm two points;

(1)We firmly believe that last election results in November, 2013 (I sent you on 18_01_2014) is totally invalid, and we THE CURRENT JAPAN MENSA ExComm must fix a clean election system and arrange a election.

Is our recognition correct?

(2)You advised "a proper election process run in accordance with section 26b of Japan Mensa's constitution".

However, according to section 26b, we shall begin the election period in August but we think it is too late. We need relatively long time for the revision of the constitution. So This time we would like to set an earlier election period without revising our constitution as an exception.

Does our plan have any problem?

- 2/9の運営委員会において生じた疑問「先の選挙の有効性及び再選挙時期」についての質問
- JM運営委員会の確認への答え、および我々JM運営委員会の解決に関する質問をありがとう。
- JM運営委員会は、2014年2月8日説明会および2月9日の運営委員会でMIの回答をもとに、再選挙の施行を発表した。我々は、再選挙に関してできるだけ早く行なうために様々な準備を進めている。再選挙に関して、2点確認したい。
- (1) 2013年11月におこなわれた選挙結果は無効であり、<mark>現運営委員会が</mark>公正な選挙をおこなうための準備をするべきだと考えている。

我々の認識は正しいか?

(2) 「JM基本規約26bに従って選挙をおこなうように」という指示があったが、基本規約26bによれば、選挙期間 は8月からとなっている。しかし、それでは遅すぎる。

規約改正にはかなり時間がかかるため、今回我々は規約改正をおこなわずに選挙期間を早めたいと考えている。 この計画には問題があるか?

MIからの回答 2014年3月7日

The new election **IS** essential.

I hope you will manage to arrange the election as soon as possible, and also that the Japan membership are to be made aware of wrongdoings.

I can not read the Japan Mensa constitution from where I am currently on holiday, but I hope that the constitution gives you opportunity for either

- 1) calling the previous election invalid, and therefore arranging an election to amend, or
- 2) an extraordinary election, based on wrongdoings from chairman.

再選挙は必要である。

あなた方ができるだけ早く公正な選挙をおこなうことを望む。

私は現在休暇中のためJM基本規約を読むことができないが、規約がいずれかの機会を与えることを望む。

- 1) 前回の選挙が無効であると宣言し、再選挙をおこなう
- 2) 議長の不正行為に基づき、臨時選挙をおこなう

再度MIへの質問

Thank you for your answer. But unfortunately, the current Japan Mensa Constitution does not give us the opportunity for (1) or (2). Can't we arrange an extraordinary election without revising JM constitution?

回答に感謝する。

しかし、残念ながら現在のJM基本規約には1)と2)のどちらもない。 我々は規約改正なしに臨時選挙をおこなうことが出来ないか?

MIからの回答

Tsukasa Makita, Japan Mensa

- (1) MIL ExComm confirmed that the Japan Mensa Board's decision to declare the previous election invalid and temporarily expel the chairman, was valid. This leaves Japan Mensa in a position where you need to finalize the election of 2013 by repeating it.
- (2) As follows from (1), there should be no need to comply to the "August" requirement of section 26b of Japan Mensa Constitution, as this only applies to ordinary/regular elections.

It can be communicated to members that:

2a) the notification was already sent August 2013, and that the upcoming election is happening because the election of 2013 is invalid and thus not closed

Or

2b) the August requirement does not apply to "extraordinary elections" at all.

I would like to repeat our previous official advice in short:

MIL ExComm advices that Japan Mensa should run an election as soon as possible. We would expect all officers of Japan Mensa, contended or not, to take this advice without creating new problems.

Please also note that I think communications should run by e-mail between (from Japan Mensa side) You or Hisashi (representing both sides of Your situation) and (from ExComm side) me, in this matter.

Many of us are receiving e-mails and skype messages from many of Japan Mensa, and I would like to narrow this down.

I trust You to forward messages from me to all relevant parties, as I will forward all necessary info to MIL ExComm and MIL ExComm members.

- (1) MIの委員会は、JAPAN MENSA運営委員会が決議した、前の選挙が無効であることの宣言、及び一時的な議長の免職がともに有効であることを確認した。
 - これは、JAPAN MENSAが2013年の選挙をもう一度やり直して確定させる必要があるということである。
- (2)(1)から、以下のことが言えます。JAPAN MENSA規約26bにおける「8月」から選挙期間という規定は通常選挙に適用されるもので、今回はこれに従う必要はない。

以下のことを、会員に通知しても構わない。

2a) 通知は2013年8月に通知された2013年の選挙は無効となり、終了していないため、これから選挙がおこなわれるということ。

または、

2b) 臨時選挙は8月から選挙期間を始める必要はまったくないということ。

私は、我々の以前の公式な提案をかいつまんで繰り返す:

M I の委員会は、JAPAN MENSAができるだけ早く選挙を行うべきであると提案する。

我々は、JAPAN MENSAのすべての役員が、(今度の選挙を戦うにせよ戦わないにせよ)新たな問題を生じさせる ことなくこのアドバイスを受けてくれるものと期待する。

また、この問題についてのやりとりは、JAPAN MENSA側からはあなた方運営委員会もしくは新妻氏(両方の立場からということ)、M I 側からは私との間でメールによって行われなければならないと私が考えている点にも注意して欲しい。

我々(M I 役員)の多くが、JAPAN MENSA会員の多くから電子メールやskypeメッセージを受け取っており、これを狭めたいと考えている。

私は、あなた(牧田)を信用し、すべてのJAPAN MENSAの関係者にメッセージを転送するのをまかせたい。 ちょうど私がMIL ExCommとMIL ExCommメンバーにすべての必要な情報を転送しているように。

敬具

(6) 会員からMIへの問い合わせ

JMの一部会員によってMIに送られたメールの原文(日本語)

JAPAN MENSAでは2月末までに総会通知の送付が行われず、基本規約で規程されている「会計年度終了3ヶ月以内、且つ開催1ヶ月前までに通知された総会」を開催できなくなりました。総会の日程は以前から3月30日と決まっており、開催できない原因は主に現運営委員会が正常に機能していないことにあります。

昨年末から前兆はありました。12月に行われた次期運営委員の選挙で現職が多数落選して以来、主に落選した委員達が主導する形で、議長の会員資格停止と解任、再選挙の発表、運営業務の停滞など、様々な出来事が起きています。

特に差し迫った問題として、運営業務の停滞は深刻です。総会の件以外にも、例えば会計監査では財務担当から会計監査担当に決算書が送付されず、職務規程で定められた2月末の期日までに監査を実施できませんでした。 JAPAN MENSAにおいては、これらの問題はオンブズマンによって監査されるべきものです。しかし、本年2月9日にオンブズマンが運営委員会のインターネット会議室から排除され、現在は監査役無しでの運営が続いている状況です。

オンブズマンの排除理由については、会員には公開されていません。しかし、本年1月に運営委員会が議長の会員資格停止と解任を決定した際、議長への聴取を行わずに処分を決めたという点や、委員会で決議した内容と異なる発表をした点などが指摘されており、それらの追及から逃れるためではないかと推察しています。

※この件については会員が独自に調査を行っており、議長本人から「聴取は無かった」との証言を得ています。 また、決議と発表が異なっていたという点についても、委員会を傍聴した会員の証言を得ています。

これら一連の状況から判断すると、現在の運営委員会は正常な運営業務を行える状態とは言えず、この状況が継続すれば JAPAN MENSA は機能不全に陥るものと思います。特にこのまま総会が無効となってしまうと、次期運営委員会の発足すらままなりません。

本文書に記名した会員〇〇名はこの状況を憂慮しており、運営委員を入れ替えた上で JAPAN MENSA の活動を継続する意思があります。よって、予定通り3月30日に総会を実施し、そこで現運営委員の任期終了の確認と、次期運営委員会の発足を承認したいと考えています。

以上を踏まえた上で、下記の質問をさせていただきます。

- (a) 3月30日の総会は基本規約の規程に反した形で実施されることになりますが、その総会において「今回の総会は有効である」との議案が可決されれば、有効な総会として認めても良いでしょうか?
- (b) 以前 "Questions. 20130131. Ver. 1.1" の問い合わせを行った際、「JAPAN MENSA はできる限り速やかに再選挙すべきだ」との回答を頂いていますが、総会において前回選挙の結果が承認された場合、再選挙を行わずに予定通り次期運営委員会を発足させても良いでしょうか?
- (c) 前述のとおり、本来総会を開催する立場である運営委員会が機能していません。よって、総会の開催に当たって MI の協力を得たいと考えていますが、可能でしょうか?

以上三点、ご回答をお願いします。

この案はJM会員の一部が作成したFacebookグループ(非公式)「Mの回廊」の中で、3月3日 宮野会員によって提案され、原文が作成されたものである。それに対して賛同者があらわれ、会 員によって英訳されることになった。それがどういう経緯かは不明だが、最終的に竹市会員が代 表を名乗りJM公式掲示板、FacebookJMグループに公開され、113名ほどの賛同者を得たようである。

掲示板等で誹謗中傷が繰り返され、他人を罵倒する書き込みが多い中で、このように会員が自 ら行動を起こすことに対しては大きな評価をしたい。

しかし、その内容及び方法が正しかったとは言い難い。十分な情報公開が出来なかった運営委員会にもその責任の一端はあるが、誤った情報は訂正しなければならない。

総会はJM基本規約26A(a)により、「年次総会-年次総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に、運営委員会によって開催されなければならない」と定められている。これについては会場変更、日時変更等があったが、開催予定であるから問題はない。過去に震災により延期されたこともあるが、大事なのは総会が開催されることであって、日程が遅れたから無効だという議論は方向が間違っている。

今回の問題はJM基本規約26A(c)「通知-少なくとも総会1ヶ月前には、総会開催の通知書が全会員に送付され、その通知書には議題が記されていなければならない」という部分である。諸事情により発送が遅れたのは運営委員会の責任である。しかし、これも同様に通知が遅れたから総会は無効であるという規約ではない。運営委員会に責任は発生したとしても、総会の開催を妨げるものであってはならない。

新妻氏の会員資格停止処分は選挙結果とは無関係である。あたかも選挙で落選した委員が主導 しているかのような印象操作がおこなわれているようだが、これも誤りである。

審議に当たった運営委員は出席者7名、そのうち2名は選挙に当選、3名は選挙には出ていない。新妻氏の処分に関しては誰が主導するというものではなく、運営委員会の決定事項であるから、運営委員会全体がその責任を負うものである。

選挙で誰も落選しなかったからといって処分がおこなわれないということはないのは言うまでもない。

運営業務の停滞の例として会計監査を挙げている。これはJM職務規定3Dに基づくものであり、会計監査人の職務を定めたものである。つまり、会計監査人に適用される規定である。しかし、JM職務規定4に基づき、運営委員会から監査の日程等が指示された場合はこの限りではない。昨年度の会計監査は3月に入ってから、総会の2週間前におこなわれているが、これは会計報告をおこなった新妻氏(運営委員会)側の提案である。

現在会計監査が遅れている理由の一つに、本会計(財務が管理)と事務局小口現金(新妻氏管理)との整合性が取れていないことがあるようだ。新妻氏が会員資格停止になったことで財務との連絡が取りにくくなっているのは事実である。また、新妻氏および会計監査人との連絡役であるRoi議長代行の業務停滞が挙げられる。詳しいことは総会で財務、会計監査からの会計報告があるだろう。

オンブズマンが監査をおこなっていないことを問題に挙げているが、未だかつてオンブズマンが運営委員会の監査をおこなったことは一度もない。問題として挙げるのであれば、今までのオンブズマンの職務怠慢を指摘するべきであろう。

その根拠として竹市会員による独自の調査、新妻氏の証言等を挙げているが、一会員にそのような権限もなければ、正当性もない。竹市会員がオブザーバーとして参加したクローズド会議の 内容を根拠とするのであれば、明らかに守秘義務に反する行為である。竹市会員の主張する、新 妻氏への事情聴取については全く根拠がない。運営委員会は12月22日の会議において新妻氏に対する十分な意見聴取をおこなっている。

彼らの主張する次期運営委員会とは無効となった前回の選挙の当選者を指しているであるが、これについては再選挙をおこなうようにというMIからの指示を無視するものである。しかし、MIがJMに対しておこなった指示は、新妻氏、運営委員会、オンブズマン、選挙管理委員会に対するものであり、一般会員に対するものではないから特に影響はないだろう。

彼らはまず運営委員会に対して問い合わせをおこなうべきであった。一会員が勝手に会員の代表を名乗ったところで何の効力もない。実際、彼らがMIに質問した内容とほぼ同様の質問を運営委員会からMIに対して送っていた。

MIからの返事は運営委員会に対するもので、会員からの問い合わせについては窓口を一本化して欲しいということである。MI役員に一斉送信するという迷惑行為はやめて欲しいということであろう。窓口は運営委員会側と、公平性を保つために新妻氏側に絞って欲しいと言っている。つまり今回100名を越える署名を集めた文書はMIの記録には残ったかもしれないが、完全に無視された形となる。運営委員会を通さずに出すのなら新妻氏を窓口として提出しろということだろう。

(7) 委任状問題

MIとのやりとりは渉外担当牧田氏を窓口におこなわれている。現在、問題となっているのは掲示板やFacebook上でおこなわれていた、委任状集めについてである。JM公式の場において、一部の会員が不特定多数の会員に対し、自分に委任するように呼び掛ける行為である。現在の規約にはそれを制限する条文はないが、倫理的には大きな問題を含んでいる。これは民主主義の原理を脅かす危険性があるとラルス氏は警告している。

お互いに良く知っていて信頼できる相手に承諾を取って委任するのであればまったく問題ない。しかし、不特定多数の知らない相手に対して委任状を求める行為はどうだろうか?本当に其の人は信用できるのか?一体何の目的で集めているのだろうか?

委任状をたくさん集めるとどういうことになるか。極端な話、総会の過半数の票を持っていると、その人の意思でほとんどの事柄を決定出来てしまう危険性を持っている。出席者の3分の2以上であればJMの解散も可能である。

今までの総会では、出欠のハガキに議長に委任という項目があった。ロバートルールでは議長は投票権をもたず、賛成・反対が同数の場合のみ最後の1票を投じることができる。議長に委任させる目的は投票のためではなく、総会の定足数を満たすためのものなのだ。総会成立に必要な出席者数は委任状を含めて4分の1以上。会員の4人に1人が出席しなければならない。これを本人出席だけで確保するのは困難である。かといって、知り合いがいなければ誰に委任していいかわからない。今回はそのような項目を作らなかった。それがどのような結果となるか見届けたいと思う。規約上、定足数に達しない場合でも30分待てば総会を開催できる。

悪意のある会員であれば、委任状を集めるためにありとあらゆることをするであろう。例えば 運営委員会に対してしつこいほどの印象操作を繰り返し、議長に委任するのは危険だと誤った情報を流し、もう時間がないと会員の不安を煽る。誰かに委任した方が安心だという意見に傾いた ころに、正義の味方として登場するのである。もっともそのような単純な手法に騙される人がそれほどいるとは思えないが、何もわからない会員であれば言われるがままに委任してしまうかも しれない。

委任状を持ったたった1人の意見で、採決がひっくりかえるようなことがないことを祈るしかない。いかなる結果になろうと、それは委任状を書いた1人ひとりに責任がある。そして、総会の決定に対してはたとえ反対意見であろうと、すべての会員が責任を負うのである。最悪の場合はJM存続の危機となる。それは覚悟しなければならない。

MIが問題視している掲示板への書き込み

【委任状についてのお願い】 投稿者: ●● ●● 投稿日: 2014/03/13(Thu) 06:28 No.XXXX

総会の委任状について、私に委任したいという方がいらっしゃったので書きます。

他の方に委任する場合でも、参考になるかと存じます。

以下、お読みいただいた上で、私にお任せいただけるならばご委任ください。

【1】委任の方法

記入後の総会出欠通知を写真撮影し、コピーを取って

「配達証明郵便」「特定記録」など、配達されたことが証明される方法でハガキ記載の住所にお送りください。

写真は私にメール添付でお送りください。

******.@yahoo.co.jp

ハガキに記載していただくのは 会員番号1100XXX ●● ●● です

* 普通にハガキをポストに出してはいけないか、というご指摘がありました。僕自身は、もちろん拒否いたしません。ただし、「そんな委任状こなかったよ」、と言われた場合の対応はできなくなります。

【2】総会での賛成方針

依然としてどのような議案が出るか全体像が不明ですが次のように考えます。

- 1)案内書に記載されているもの
- 1 2013 年業務報告の承認

基本的に承認します。良い1年でした。

- 2 2013 年会計報告の承認
- 3 会計監査報告の承認

これら2議案は例年と同じく同時承認されるべきであり、片方のみの報告は承認しません。現在会計監査が停滞しており、その明確な理由が明らかになったうえで、内容が納得いくもの(不正経理などがない)ならば承認します。

4 選挙管理院長の承認

人物を見ないと何とも言えませんが、一応挨拶を聞いて問題がないと判断すれば承認します。

5 報告事項

何が出るかわかりませんが、その都度判断します。

2)その他の議案

議案がわからないので、賛否確実なものだけ書きます。

1 前回選挙の承認 賛成

理由:「不正」と言われていることがすべて事実であっても、会員が自分の目と手で記入したものが正確に集計されたことは事実であるので、正確な会員の意志の反映であると考えられる。

2 再選挙 賛成

ただし、MIが、「総会承認があれば再選挙不要」と回答した場合は反対理由:選挙結果が否定された場合、再選挙は次善の策であるから。

- ③ それ以外の議案については、下の私の考えを元にした判断にご一任ください。
- 3)総会でどの議案に賛成・反対したかはご委任いただいた方に報告致します。

―●●の基本原則(略・再掲)―

自分の方針は、一言でいうと「会員重視」です。すべてはそこから来ています。

去年の暮れまで、Japan Mensa は大局的に見て、何の問題もなく、素晴らしい団体でした。僕にとってもあなたにとっても、そしてほかの多くの人にとっても。

大多数の会員が望んでいるものを、僕は知っています。

処罰や排除や争いではなく、「会の安定」です。

会員の皆が、それぞれ自由気ままに、高い才能を生かして、ゲームや、スポーツや、飲み会に興じるための、でっかくて丈夫でしなやかな「ゆりかご」のような Mensa。

それを回復することを基本に、すべての賛否判断を行います。

••••

この書き込みの人物は一貫して新妻氏支持を主張している。また、MIが再選挙を指示しているのにもかかわらず、前回選挙の有効を訴え続けた。掲示板やFacebook上で運営委員会を貶める印象操作を繰り返し、何も知らない会員をミスリードし、勝手に会員代表を名乗り独善的な主張を続けている。前回選挙の有効を訴える一方で、自ら議長選挙の出馬を表明し、当選した際には新妻氏を復帰させることを公約として掲げ、票集めのために工作を続けている。彼に煽動されて署名した100名を越える会員の算名によるMIへの迷惑メールは新妻氏支持派とみなされ、JM存続を脅かう問題を引き起こしかけた。彼をいまだに支持する会員がいる一方で、彼の言動を知問視する声もだんだん太きくなっている。

【5】編集後記

編集後記

JMN号外作成にあたって

一連の騒動によって会員の皆さんに迷惑をかけたことは申し訳なく思う。しかし、運営委員も また会員の一人であり、ボランティアで運営業務をおこなっていることを理解して欲しい。

現運営委員会は無投票であったとはいえ正式な選挙を経て、総会で承認されている。JMにおける最高意思決定機関である。その運営委員会が今回わが身を切り刻んでまでやろうとしているここそ、「不正の排除」である。公正な選挙をおこない、JMを存続させるために全力を注いでいるのだ。MIも現運営委員会を支持している状況で、運営委員会に圧力をかけ潰そうとする、あるいはその決定を覆そうという行為こそ背信行為にほかならない。

公式掲示板やFacebookは会員同士の交流のための場である。運営委員会や他の会員を罵倒したり誹謗中傷したり、票集めや委任状集めのために煽動や印象操作を繰り返したりする場ではない。 本当に質問があるのなら正式に運営委員会宛てにメールを送ってほしい。

本当にMENSAを良くしようと思うのであれば口先だけで議論するのではなく、責任と覚悟をもって運営委員や役員に立候補して欲しい。運営委員にならなくても運営業務に携わることも可能だ。現に志ある会員達からは運営の手伝いをしたいというメールを頂いている。下らない議論につき合っている暇があったらぜひとも積極的に行動して欲しい。運営委員会はそういう会員を全力で支援する。

JMN3月号の発行は遅れてしまったが、今回初めてJMN担当の責任で発行することができるようになった。総会前にぜひとも正しい情報を知って欲しいという思いからこの号外を発行することとなった。文書作成にあたって協力を頂いた会員の方々には感謝している。文書に関しては私がすべての責任を負う。

あなたの1票は何に投じるのか、誰に投じるのか、それはあなた自身で考えて判断して欲しい。 情報が必要なら自分の足で集めて欲しい。

広報 (JMN担当): 柄谷 祐人

このニュースのお問い合わせは editor@mensajapan.jp 宛てにお願いします。 転送及び転載を希望する場合もお知らせください。著作権は発行者にあります。

発行:〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-2-14 日本橋KNビル4階 JAPAN MENSA 事務局

2014年3月26日